

「ふるさと納税」は東京一極集中を是正し、
地方を活性化しているのか
—都道府県・市町村収支データと財政力との関係から考える—

矢部拓也（徳島大学）

笠井明日香（徳島県）

木下斉（まち事業家・AIA 代表理事）

0. はじめに

ふるさと納税は「東京一極集中」の是正という名のもとに、地方創生政策でも重要な展開である。特に個人にとっても納税するのに返礼品が貰えるお得な制度という事で話題となり、今年（2017年度）は総額 2000 億円を超えると予想される。

2017年3月号の『中央公論』においても、「過熱する返礼品競争 ふるさと納税の本末転倒」という特集記事が組まれた。石破茂氏、片山善博氏、田中良氏（杉並区長）の鼎談でふるさと納税推進か反対かが語られ、ジャーナリストによる全国1741市区町村の損得勘定全リスト（ふるさと納税収支）が発表され話題を呼んだ。高市総務大臣もふるさと納税について「強い問題意識を持っている」とし、状況を把握した上で是正策について検討するといったコメントを発表¹、ついに2017年4月1日付けで総務省はふるさと納税の返礼品の価格について、寄付額の3割までに抑えるように全国の自治体に通知した。地方創生の切り札として評価される一方で、様々な制度上の問題点も見えてきている。

¹ ふるさと納税の返礼品過熱に高市氏「問題意識」

<http://www.yomiuri.co.jp/politics/20170216-0YT1T50085.html>

本研究の発端は、矢部研究室で、徳島県鳴門市のふるさと納税の改善プロジェクトに関わったことにはじまる。改善前の2014年の鳴門市のふるさと納税の実績は寄附件数89件、寄附額380万8,000円であったのに対し、パンフレットの見直しや掲載返礼品の見直しなどを行い、市長プレゼンを経て実施された2015年度の実績は、なんと寄附件数3,300件、寄附額5,065万9,000円と寄附金額で約13.3倍も増加し、大きな「成功」を取めた。

しかしながら、鳴門市のふるさと納税の寄附額を大きく押し上げたのは、我々が検討した商品では無く、見直し後にふるさと納税の返礼品に追加された「うずしおベリー」という一つの返礼品であった。同年に開催された「なるとビジネスプランコンテスト」での優勝者が栽培するいちごがふるさと納税の返礼品として追加されたことによる効果であった。実は、ふるさと納税返礼品の見直しは、大学との連携事業終了後も継続して行われていた。鳴門市のふるさと納税額の大幅上昇の真の原因は、「ふるさとチョイス」というネット決済システムの導入と、大学との地域連携を機に、常に新しい商品を積極的に返礼品に入れてゆくという姿勢＝担当部署の頑張りに起因していた。

一方、鳴門市がふるさと納税額を大幅に上げた年から、上述の様にふるさと納税の問題が指摘されはじめた。「良かれ」と思い、始めたふるさと納税改善事業だが、本当に「良いこと」であったのか？との疑念もわいてきた。そのような中、本プロジェクトにも関わったゼミ生が卒論のテーマとした（笠井明日香、2017『ふるさと納税制度の意図せざる帰結と今後の可能性 ―鳴門市ふるさと納税の事例から―』）。本研究は、鳴門市のふるさと納税施策を事例としつつ、先の中央公論で発表されていたふるさと納税収支計算だけでなく、全国都道府県や市町村の財政力指数との関係なども整理することで、ふるさと納税の財政調整などに関する構造を議論してゆく。また、これらの内容をもとにして、地方経済構造、つまりは自治体単

位ではなく複数自治体の境目を乗り越えて動いている地方経済構造において、ふるさと納税はどのように機能するのか、といった点についても考えてゆきたい。

1. ふるさと納税概論

1-1 ふるさと納税とは何なのか

ふるさと納税は意外と複雑な仕組みである。総務省のふるさと納税ポータルサイトや、ふるさとチョイス、さとふる、楽天、YAHOOなどのサイトには詳しい説明が載っているが、簡単に説明すると以下ようになる（笠井 2017）。

ふるさと納税制度とは、出身地など、居住地以外の都道府県・市町村に寄附をすると、居住地で税金が控除される仕組みである。寄附する自治体は寄附者が自由を選ぶことができる。具体的には2,000円を超える寄附額について、一定限度まで原則として所得税と住民税から全額控除される（図1）。例えば一万円を他の自治体に寄附した場合、居住地の自治体から8,000円分の税金が控除され、2,000円だけ負担がかかるという仕組みである。また、年収に応じて2,000円の負担で寄附できる額は異なり、総務省によると、例えば、年収300万円の人は28,000円、年収600万円の人は77,000円（ともに寄附者が独身の場合）のふるさと納税をすることができ、年収が多い人ほど実質2,000円で高額の寄附を行うことができる仕組みである。

また、ふるさと納税によって集めた寄附は基準財政収入には算入されないため、どれだけ高額の寄附を集めてもその自治体の地方交付税が減少しない（交付団体の場合）。さらに、居住者がふるさと納税で寄附すると、その自治体では税金が控除される分だけ税収が減少するが、交付団体の場合、減少した税収額の75%が地方交付税によって補てんされる仕組みとなっており、地方では自主財源が増えやすく、かつ減少しにくい仕組みとなっている。

最近では、寄附を受けた自治体が、その地域の特産品などを寄附者にお礼として送ることが一般的となっている。例えば、自治体が1万円の寄附を受けて、その4割の4,000円で返礼品を購入したとすると、6,000円は自治体の税収増となり、4,000円はその地域の企業の売り上げになり、ふるさと納税で寄附をした人は実質2,000円で4,000円の商品がもらえるという仕組みになっている。ふるさと納税制度に関係している自治体・寄附者・返礼品の商品を販売する事業者の三者それぞれに利点がある。このことから、ふるさとの納税制度が創設されて以降、同制度を利用した寄附額の規模は拡大し続けており、総務省によると2015年度の寄附額合計は約1,653億円となっている。



図1 ふるさと納税制度の控除の仕組み

出所：総務省ふるさと納税ポータルサイト「ふるさと納税のしくみ」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html

上記の様に、ふるさと納税とは、寄附した額から2,000円を引き、あとは所得税や住民税が控除される仕組みであるが、我々の肌感覚で言えば、納めている税金の

金額に応じて一定金額分、ネットで注文したら、地方の特産物をもらえる仕組みという感じではないだろうか。「納税」といいながら、実際には、「地方の特産物（返礼品）」を貰える節税対策へと陥っている点に、ふるさと納税の大きな特徴がある。普通の納税では返礼品などは貰えない（実際には公共サービスという形で受益しているが・・・）ので、返礼品というおまけが付いてくるふるさと納税に参加しないと損であるという心理的プレッシャーもかかり多くの人に参加するようになっている。また、返礼品を選んだ自治体にはその分の金額が寄附されて自主財源が増え、地方の経済の活性化にも寄与しているプラスのイメージもふるさと納税参加を押し上げているのかもしれない。地域振興券などと同じく、アベノミクスの地方活性化策であり、年々寄付額も増えていて、地域活性化にも役立ち、我々も欲しい物産が手に入り得をする一石二鳥の制度であるようにみえる。地域活性化の為に行われる大型再開発に比べれば非常に効果的な制度のようにも思える。確かに、納税額に応じてふるさと納税寄附額が大きくなるので、（地域に貢献している）高額納税者ほど得をする制度である。加えて、効果が怪しい地元物産品キャンペーンに税金を投入するよりも確実に地元産品が売れて行くので、地域活性化にも寄与しているように見える。そこで、まずは、ふるさと納税の是非を議論するための前提として、これまでの地域活性化策をふりかえりつつ、ふるさと納税の意義を考えてゆく。

1-2 地域活性化政策とふるさと納税：公共事業型から個人分配型への変化の歴史

地方の地域活性化は今に始まったことではなく、都市部への人口や企業の集中、地域間格差は、戦後から問題となり、これまで様々な地域政策が施されてきた。1962年に制定された「全国総合開発計画」では、地域間の均衡ある発展を目標に、国主導で拠点開発方式による地方の「新産業都市」を展開する政策がとられ、

さらに1969年に制定された「新全国総合開発計画」でも、地方の工業団地誘致を試みる大規模な開発プロジェクトが実施されてきた。そして、新産業都市や大規模工業基地の指定を得るべく、地方自治体は血眼になって中央省庁や自民党本部への陳情を繰り返し、1987年のバブル経済の中で決定された「第四次全国総合開発計画」では、都市再開発やリゾート開発が行われた。バブル崩壊後も、総額630兆円もの巨額な公共投資基本計画が策定され、地方はその中心的な役割を担ってきた。が、1990年代以降、公共事業による地方の成長は巨額の財政赤字を抱えて壁に突きあたり、様々な「墓標」を産み出してきた。このような公共事業による開発政策について、中澤(2014)は、地域内で経済は循環せず、マネーの地域外への流出が激しく、完全雇用維持・経済波及効果は小さかったと評価している。そして、次に出てきた政策が規制緩和や自由化である。中澤(2006)は、2000年代に入ってから、国が自治体・団体に規制緩和の提案を募集するなど、下からのアイデアを国が支え、特定の場所空間でのみ分権化を実現するような政策が顕著になってきた主張する。国主導の地域政策は、自治体間で政策の先進性や個性を競い合うものへと変化してきた。ふるさと納税でも「返礼品」を各自治体が競うことで、大きな成果を得ている。

また、新たな手法として、1999年には児童と高齢者の一部に商品券が支給され、2014年には、例えば1万円で商品券を購入すると税金で20%プラスされ12,000円分の商品券がもらえるというプレミアム付商品券の発行などが行われる。公共投資に代わって個人の地域消費を喚起する政策がなされるようになる一つの契機となった。

結果的に失敗する事の多い、地方活性化を目指した再開発事業などの大型公共事業は、我々が知らぬ間に始まっていたことが多いが、プレミアム商品券(や、ふるさと納税)は、参加するかしないかは個人の自由に任されている。なおかつ、個人

が買い物をするので、地方経済も活性化するよい制度のように見える。しかし、プレミアム付商品券で上乗せされる金額は税金のため、国民全体として見ればプラスマイナスゼロである。また国が税金からお金を準備した以上、国民はプレミアム付商品券を買わないと損するため、買わざるを得ない状況でもある。

こうした個人消費に関して、経済学者の小野（2013）は、現代日本では人は消費よりも貨幣を保有していたいという気持ちが強く、政府が給付金などでお金を配っても、将来増税負担がかかる人たちや、増税時には消費を減らすため、消費を先食いしただけで、経済成長につながっていないと主張している。実際に、石原(2015)は、プレミアム商品券事業の経済効果を検証し、愛知県扶桑町のデータを用いて、事業前後に需要の落ち込みが見られるために、トータルで見れば十分な経済効果が得られないとしている。このように、個人消費を喚起する政策によっても地域経済の活性化はあまりうまくはゆかなかった。

これまで様々な地域政策がなされ、個別には成功事例と言われるような地域も産まれたが、全体を見渡すと、中央と地方の格差、自治体の税収格差は解消されなかった。そして経営状態のよい企業や収入の高い人は中央に多く存在し、税収も多い。一方、地方は相対的に収入の少ない企業や個人で占められており、税収も少ない。そのため、企業や人はより高い収入を求めて中央へと流出して行く傾向は未だに続いている。

そんな中、2008年にふるさと納税制度が創設された。ふるさと納税制度が設立された経緯は、西川一誠・福井県知事が、地方で保育や教育などの行政サービスを受けた若者が、その後大都市に就職することで、地方では税金を回収できず、一方大都市は、地方に保育や教育に委ね、税だけを受け取るという、地方と都市の間で税の収支バランスが崩れているという現状に見合った税制度が必要であると指摘したことに始まる（ライフサイクル・バランス税制）。ふるさと納税の自治体などへの寄

附を行った場合、これに見合った額を所得税と個人住民税から控除するという仕組みの制度を提案した（西川 2009）。

地方消滅が叫ばれる現在、人口増加のために、子育て支援政策として、中学校までの子どもの医療費無料とする自治体も多いが、そのような環境で育った子どもの何人が就職していよいよ税金を納める段階になった時、同じ自治体に住んでいるだろうか。本来の趣旨に即せば、「ふるさと」納税とは、現在の様に全国から好きな自治体（の返礼品）を選べるのではなく、都会で就職した人が、故郷の自治体のみに寄附するというシンプルな仕組みのはずであった。

ただ、そのように設計してしまうと、寄附の際に住民票をチェックするなど膨大な管理コストがかかりすぎてしまい現実的ではない²。また使い勝手などの議論があり、最終的に、故郷に限らず全国から選択でき、また、都市移住者だけでなく、誰もが参加できる現状のような制度となった。

1-3 地方から地方へも財源流出する誤った競争構造

このように、ふるさと納税制度は、地方の提言から始まった税制度であり、交付税のような国主導で税収を移動させるのではなく、自治体間の競争による国民個人の寄附選択を通じた税収の地域間格差是正を目的としている。そして、税収を増やすために、自治体間で寄附の使い道をはじめとする政策をめぐる競争が求められるが、それは、地方創生政策のように国（中央省庁）が判断するのではなく、国民に直接アピールする点では、国会議員などの政治的な介入要素の少ない、自治体の担当者の努力により大きな成果を得る可能性をもった制度とも言える。

しかし、一般的に「競争」というと切磋琢磨して、全ての自治体の税収が上がる可能性があるように思えるが、国民の税金という決まった金額を自治体間で奪い合

² マイナンバーに過去の居住歴情報まで紐付けられれば可能であろう

うこの制度は、実は、「競争」に負ければ税収が今よりもさらに減ってしまう可能性を有している。誰もが寄附できることになったことで、本来であれば都市から地方へと一方的にお金が出るはずが、実は地方からも他の地方（や都会）にお金が出るようになった。自分の自治体の住民がふるさと納税に参加すると、その人が寄附した分（控除額）は他の地域に流出してしまう。流出した分は取り返す必要がある。そのため、好むと好まざるとに関わらず、このふるさと納税競争に真剣に参加しないと、気がつくとも額の税金が流出する場合が生じる。

例えば、著者の住んでいる徳島市の場合、人口流出市であるので、当然、ふるさと納税の恩恵を受けてしかるべき堂々たる地方都市であるが、現実はそうになっていない。2015年度で徳島市民は1億799万円のふるさと納税を行っている。つまり、本来徳島市に入るはずであった1億799万円の税金が徳島市以外へと流出している。しかも、徳島市への寄付額はわずか1,493万円なので、約9,000万円の赤字である（実際は交付税による四分の三の補填があるので「赤字」額はこれよりも少ない）。

返礼品目的で積極的にふるさと納税に参加する住民が多い自治体の場合、気がつくとも、自分の自治体のふるさと納税収支は赤字という笑えない状況になる可能性は高いと予想される。赤字は東京だけで、東京は本来の趣旨から言っても赤字で当たり前のだから問題ないだろうと考えがちであるが、実は、地方都市でもふるさと納税収支が赤字の自治体は多数存在している（詳細は後述）。ふるさと納税は以上のようなゼロサムゲーム（誰かが儲かったら、その分は誰かが損をする仕組み）であるので、努力によって儲かる自治体があると、必ず損する自治体が生じている。そのため、ふるさと納税の担当部署がうっかりしていると大幅な財政赤字を引き起こすので、ふるさと納税競争に全ての自治体が必死に参加せざるを得ないという構造を持っている。

ふるさと納税の制度を広げるために寄付先を自由に（出身地以外にも）選択できるようにしたことが、このような過酷な競争の原因であるが、加えて、ふるさと納税制度の広がりとともに、寄附のお礼に特産物などを送り返す自治体が出てきたことで、寄附獲得競争の様相を帯びている。厳しい競争の中で、本来予定していなかった返礼品を送る自治体が現れたことで、現在ではほとんどの自治体が返礼品を用意するようになり（総務省によると、2016年4月の時点で、全自治体の90%以上が返礼品を送付している）、その結果、冒頭で述べたように、ふるさと納税制度は実質2,000円で寄附をした地域の特産品がもらえる制度として認知されるようになったと言えるのではないだろうか。そして、寄附者も返礼品目当てで寄附先を選ぶなど、本来の地方と都市の税の収支の格差を埋めるという主旨から離れたものとなっているように思われる。

その一方で、総務省の現況調査によると2015年度のふるさと納税による寄附は約1,653億円で、返礼品の購入には約630億円が使われており、地方の特産品が購入され、地方の経済効果を生み出すという意図せざる効果をもたらしている。これまで、プレミアム付商品券のような、個人の消費喚起を促すことによる経済活性化はうまくいかなかったが、ふるさと納税の場合は、国が税金による事業費を用意して行う制度ではないため、国民は、後から増税などの負担を受けることもなくプラスアルファ（2,000円は自己負担となるが、基本的にそれ以上の値段の返礼品）を得ることができる。そのため寄附者が増え、ふるさと納税による地方特産品の購入が拡大している。安倍政権は2014年度、さらなる制度の拡大を図るため、控除額が個人住民税の約1割だったものを、約2割にまで拡大し、実質2,000円で寄附ができる額を増やし、地域活性化策としてふるさと納税制度に期待するようになっていく。

地方に財政出動型の何かしらの経済効果を生みだしているのは確かであるが、地方のまちづくりにおいて注目すべきは、ふるさと納税収支である。確かに、ある程度の経済効果を見込めるものの、徳島市のようにそれを上回るふるさと納税流出が起こっているのは、本末転倒である。

そこで、次章ではふるさと納税の本来の目的である地域間格差是正の効果について、全国のデータを示しながら、ふるさと納税の功罪について考える。

2. 都道府県別でみる「ふるさと納税収支」

総務省の「ふるさと納税ポータルサイト」には、ふるさと納税の仕組みや自治体の紹介ばかりではなく、全国のふるさと納税のデータも公開されている³。本分析ではこのデータに依拠している。

2-1 ふるさと納税収支には必ず赤字が発生する

最近でこそふるさと納税による「赤字」が報道されるようになったが、つい最近までは、ふるさと納税の寄附金額のみに注目が集まり、いったいどれだけの金額が自治体から流出（控除）されているのかはあまり注目されていなかった。

前述のように、ふるさと納税の趣旨は、納税の地域間格差の是正にある。基本的に我々は、税金を住民票のある自治体と国に払うので、就職で居住地が変わった多くの人は、義務教育を負担していた故郷の自治体へは一銭も税金を支払わないで今日に至っていることも少なくないと思われる⁴。そこで、無条件に住民票のある自治体や国に税金を納めるのではなく、全国の頑張っている自治体に個人の判断で納

³ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

⁴ もちろん、我々の代わりに当時は親が税金を納めているので、「個人」ではなく、「世帯」単位で考える場合は問題がないとも言える。

める機会を作ること、納税の地域間格差を埋めようというものがふるさと納税の本来の仕組みである（本来は、豪華な返礼品はこの流れを加速させるための手段であったが、最近は手段が主流になりつつあるようにも見受けられる）。それ故、ふるさと納税によってある自治体が1億円集めたと言うことは、逆の立場からみると、本来であればその税金をもらえるはずであった各自治体や国から1億円のお金が流出したことを意味する。

商売では、売り上げアップばかりに気を取られ、収入より経費が上回り、決算したら赤字であったということが多々ある。ふるさと納税においても、厳密な議論をすれば、寄付金額における返礼品の割合、事務にかかる諸費用（ネット代金、送料など）、人件費などもろもろの経費がかかっており、ふるさと納税寄附受入額からこのような支出を引いた額が実質的な自主財源となる。しかし、これら以上に大きな支出の要素がある。それは、自分の自治体でふるさと納税に参加する人達の納税額（控除額）である⁵。

前述した、徳島市の事例はまさにこの典型例である。2015年多くの徳島市民が「ふるさと」の発展を願いふるさと納税に参加した結果、本来徳島市に入るはずであった1億799万円が流出（控除）され、寄附受け入れ金額は1493万円にすぎず、約9300万円の赤字となっている。徳島市は、本年度は寄附金額の大幅な拡大を行い、赤字を脱出できそうとのことであるが、実は、ふるさと納税は、赤字がでる制度である。寄付金額という売り上げのみを見ているのではなく、支出を差し引いた、ふるさと納税収支をきちんと見ることが重要である。それでは、次節からは実際のふるさと納税収支を計算して、全国の動向をみてゆこう。

⁵若干、結論の先取りになるが、ふるさと納税キャンペーンを見るとふるさと納税の寄付金額を沢山集めることばかりに注力しているが、実は、それと同時に、地元に対しては、「地元を愛しているならふるさと納税には参加しないでください」というキャンペーンをしないと、ざるで水をすくっているような事にもなりかねない。

2-2 「ふるさと納税収支」とは

『中央公論』2017年3月号では「全国1741市区町村損得勘定リスト」として掲載されているが、「ふるさと納税収支」は以下のように定義（計算）される。

$$\text{「ふるさと納税収支」} = \text{「寄附受入額」} - \text{「寄附流出額（控除額）」}$$

「ふるさと納税収支」とは、各自治体（都道府県）がふるさと納税制度によって受け入れた寄附額から、各自治体がふるさと納税制度によって流出した市町村民税（道府県民税）を差し引いたものと定義した。「寄附受入額」は、各自治体（都道府県）が、それぞれ他の地域に住む住民からふるさと納税で寄附をしてもらった額であり、自治体が新しく獲得した自主財源である。これは、総務省ふるさと納税ポータル「関連資料」のページの「平成28年度ふるさと納税に関する現況調査について」の欄の「（正）平成28年6月14日18時30分掲載 各自治体のふるさと納税受入額および受け入件数（平成20年度～平成27年度）」のデータをもとに作成している⁶。

「寄附流出額（控除額）」は、住民が居住地ではなく他の自治体へふるさと納税（寄附）したことにより、その住民が居住地の自治体に納める市町村民税（道府県民税）のうち控除が受けられる税金額（基本的に寄附額－2,000円）のことである。ふるさと納税制度によって自治体から流出（減少）した税収額である⁷。

⁶ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/

⁷ これは、上記のページの「平成28年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）について」の欄の「各自治体のふるさと納税に係る控除額等」のデータをもとにしている。ふるさと納税は、制度の発展に伴ってワンストップ特例制度などが生まれたために国税の控除額が異なるので、このデータの表は複雑であるが、一番右側にある、「ふるさと納税に係る寄付金控除額（推計を含む）」の「控除額（円）」が寄附流出額となる。

「ふるさと納税収支」がプラスの値の場合は、ふるさと納税制度によってその額だけ自治体の自主財源が増えていることを意味する。逆に、「ふるさと納税収支」がマイナスの値（赤字）となっている場合は、ふるさと納税制度によって財源が減少していることを表す（ただし、地方交付税の交付団体の場合は、流出額の75%は地方交付税で補てんされるため、「ふるさと納税収支」額は、自治体の実質的な財源増減分とは異なる）。

他の地域からどれだけ寄附を多く受け入れたとしても、その自治体の住民がその額を大幅に上回るような額の寄附を他の自治体に行っている場合は、「ふるさと納税収支」が赤字となり、自主財源が生まれなければならず、通常の税収の減少を意味する。昨今の都心部の自治体の首長の痛烈な叫びは、この赤字が多額になっていることに起因している。総務省のふるさと納税ポータルサイトの「ピックアップ！ふるさと納税」のコーナーではいろいろな自治体の事例が紹介されており、寄付金額と件数は紹介されているが、流出額は示されていない⁸。

ふるさと納税制度の寄附額の総額は、2013年度145億6,358万3千円、2014年度388億5,216万7千円、2015年度1,652億9,102万1千円と、ここ数年で総額が10倍へと急速に拡大している。時系列的な分析も重要であるが、今後のふるさと納税を考える場合、過去のデータはあまり参考にならないと思われるので、本稿では（執筆時）直近の2015年のデータをもとにふるさと納税収支をみてゆく。

⁸ 『中央公論』2017年3月号では全国の動向があきらかにされているが、これまでのふるさと納税制度の税収格差は正の効果についての研究を見ても、ある一部の地域のデータのみを分析したものであり、全国の自治体の「ふるさと納税収支」を計算したり、財政力指数や人口などのデータと照らし合わせて分析しているものは卒業論文制作時は、我々の力では見つけられなかった（データの公表が最近などの今後は増加すると思われる）

2-3 都道府県において地域間格差は是正されているのか

本節では各都道府県における「ふるさと納税収支」を比較して、地域間格差是正の効果を検証する。地域間格差是正の効果を測るのには、公共団体の財政力を表す指数である財政力指数（過去3年間の基準財政収入額÷基準財政需要額の平均値）を利用した。財政力指数は交付税を扱うための指標でもある。1.0であれば収支のバランスがとれていることを示し、1.0を上回れば基本的には地方交付税交付金が支給されない。そのため、財政力指数が高い都道府県で「ふるさと納税収支」がマイナス（税収減）になり、財政力指数の低い都道府県で「ふるさと納税収支」がプラス（税収増）となっている場合は、ふるさと納税制度によって地域間格差是正効果が期待できることになる。

各都道府県の「ふるさと納税収支」は、総務省の「平成28年度ふるさと納税に関する現況調査」から算出し、その計算式は、『ふるさと納税収支＝（都道府県の「寄附受入額」＋都道府県の全市町村の「寄附受入額」の合計）－「寄附流出額」（各都道府県の全市町村から流出した（控除された）市町村民税額と道府県民税額の合計）』となっている。市町村だけでなく、各都道府県もふるさと納税制度の寄附を受け入れることができ、各都道府県単体の「ふるさと納税収支」を計算することもできるが、ここでは、各都道府県の市町村の「ふるさと納税収支」も全部含めて、各都道府県の「ふるさと納税収支」として計算した。財政力指数は、総務省の「平成27年度地方公共団体の主要財政指標一覧」のデータを利用した⁹。財政力指数の高い都道府県順に並べ、それぞれの「ふるさと納税収支」について表したものが表1である。

⁹ http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/H27_chiho.html

表 1 都道府県別財政力指数とふるさと納税収支(2015 年度)

	財政力指数	寄附受入額 (千万円)	寄附流出額 (千万円)	ふるさと納税収支 (千万円)
東京都	0.93	124	2,616	-2,491
愛知県	0.92	216	749	-533
神奈川県	0.92	196	1,031	-835
千葉県	0.76	317	521	-204
埼玉県	0.76	146	525	-379
大阪府	0.74	364	859	-495
静岡県	0.69	943	197	746
茨城県	0.62	409	137	272
兵庫県	0.60	446	538	-92
福岡県	0.60	547	296	251
栃木県	0.59	120	87	34
群馬県	0.57	294	97	197
広島県	0.57	127	153	-26
三重県	0.56	227	106	121
宮城県	0.56	191	125	65
京都府	0.55	129	239	-111
滋賀県	0.53	164	102	62
岐阜県	0.51	195	123	73
岡山県	0.48	455	97	358
福島県	0.47	142	60	82
長野県	0.45	1,046	84	961
石川県	0.45	93	44	48
香川県	0.44	73	48	25
富山県	0.44	30	32	-2
新潟県	0.41	230	69	161
山口県	0.41	114	48	66
奈良県	0.40	78	126	-48
北海道	0.40	1,504	226	1,278
愛媛県	0.40	228	61	167
山梨県	0.37	160	36	125
福井県	0.37	55	25	30
熊本県	0.37	118	50	68
大分県	0.34	203	36	167
山形県	0.32	1,391	32	1,358
岩手県	0.32	238	32	206
青森県	0.32	81	26	55
佐賀県	0.31	966	31	935
和歌山県	0.31	175	51	125
鹿児島県	0.31	745	46	699
宮城県	0.30	1,033	30	1,003
長崎県	0.30	825	46	779
徳島県	0.30	26	31	-6
沖縄県	0.30	99	40	59
秋田県	0.28	141	22	119
鳥取県	0.24	344	18	326
高知県	0.23	462	21	441
島根県	0.23	321	17	304
合計		16,529	9,985	6,544

出典：総務省「平成 27 年度
地方公共団体の主要財政
指標一覧」、「平成 28 年度
ふるさと納税に関する現況
調査」より筆者作成。
注）東京都の財政力指数が
1を下回っているが、これ
は、特別区である 23 区を抜
いた数値。23 区を入れた場
合は1を越えており、東京都
は都道府県では唯一の不
交付団体である。

2-3-1 財政力指数トップ6は軒並み赤字

ふるさと納税によって、税収が赤字となっているのは12の都府県である。財政力の高い順番にその赤字額と財政力指数を示すと、東京都 249.1 億円赤字（財政力指数 0.93 で全国 1 位）、愛知県 53.3 億円赤字（0.92 で全国同率 2 位）、神奈川県 83.5 億円赤字（0.92 で全国同率 2 位）、千葉県 20.4 億円赤字（0.76 で全国 4 位）、埼玉県 37.9 億円赤字（0.76 で 4 位）、大阪府 49.5 億円赤字（0.74 で全国 6 位）、兵庫県 9.2 億円赤字（0.60 で全国 9 位）、広島県 2.6 億円赤字（0.57 で全国 13 位）、京都府 11.1 億円赤字（0.55 で全国 16 位）、富山県 0.2 億円赤字（0.44 で全国 24 位）、奈良県 4.8 億円赤字（0.40 で全国 27 位）、徳島県 0.8 億円赤字（0.30 で全国 42 位）となっている。他の 35 県では、ふるさと納税収支が黒字となっている。また、財政力指数の全国平均は 0.49 である。

ふるさと納税での赤字額が最も大きかったのは、財政力指数が 0.93 と全国で最も高い東京都であった。そして、財政力指数の高い上位 6 都府県はすべて赤字になっており、赤字額の大きい都府県上位 6 都府県と一致している。しかしながら、7 位の静岡県は 74.6 億円の黒字、8 位の茨城県も 27.2 億円の黒字。9 位の兵庫県は 9.2 億円の赤字だが、10 位の福岡県は 25.1 億円の黒字、11 位の栃木県は 3.4 億円、12 位の群馬県も 19.7 億の黒字で、13 位の広島県は 2.6 億 6 千万円の赤字と、上位が必ずしも赤字ばかりではない。

2-3-2 負け組「富山・奈良・徳島」と勝ち組「北海道、山形、宮城」

一方、全国の平均財政力指数よりも低い、24 位富山県、27 位奈良県、42 位徳島県では赤字となっている。赤字額はそれぞれ、富山県 0.2 億円、奈良県 4.8 億円、徳島県 0.6 億円。赤字となっている都府県の中ではその赤字額は小さいが、徳島県は、財政力指数が 0.30 で全国 42 位と全国的に見ても低く、本来ふるさと納税制度

によって自主財源を増やすべき県であるにもかかわらず、自己財源が減少している。

ふるさと納税による黒字額が最も大きかった山形県は135.8億円の黒字。山形県の財政力指数は0.32（全国34位）と、財政力は徳島県とほぼ同じである。徳島県が赤字なのに対し、山形県はふるさと納税制度によって、大幅に自主財源を増やしている。ふるさと納税が100億円を越えているのは3つあり、28位北海道127.8億円、34位山形県135.8億円、40位宮城県100.3億円である。

2-3-3 寄附流出額の約60%は上位6都道府県から

ふるさと納税制度の「寄附流出額」に注目してみると、財政力指数が高い上位6都府県の流出額は、東京都261.6億円、愛知県74.9億円、神奈川県103.1億円、千葉県52.1億円、埼玉県52.5億円、大阪府85.9億円となっており、合計630.1億円の税収が流出している。これは全都道府県のふるさと納税流出額998.5億円のうち63.1%を占める。このことから、財政力の高い都府県では、住民が他の都道府県（自治体）へ寄附することにより、ふるさと納税で失う税収が大きいことがわかる。

都道府県別に「ふるさと納税収支」を見てみると、基本的に財政力の高い都市部の都府県ではふるさと納税収支は赤字、財政力が低い地方のほとんどの県では黒字となっている。しかし、財政力が低いにも関わらず、ふるさと納税収支が赤字の富山県、奈良県、徳島県のような都道府県も存在している。財政力指数の高い都府県では、住民がふるさと納税で寄附を行うことによる「寄附流出額」の規模も大きくなっており、ふるさと納税制度によって財政力の高い都市部から地方へ多額の税収が移動している様子はみてとれる。特に東京からの流出は大きく、ある意味、税制格差是正効果は出ているといえる。

しかし、その税収が必ずしも財政力の低い地域へ均等に流れているわけではない。同じ財政力が小さい県でも、財源を大幅に増やすことができている県と財源が減少してしまう県がある。地方交付税のように国の基準による公平な再分配ではなく、ふるさと納税は各自治体の国民に対しての競争によって格是正を行う仕組みである。ある意味、このような勝ち組と負け組が出るのがふるさと納税の意図している結果であると言えるのかもしれない。

2-4 都道府県レベルでのふるさと納税の効果と自治体レベルでの課題

東京に住んでいる方々には申し訳無いが、ふるさと納税の趣旨が、都市部から地方への国民の選択を通じた税の移動であるので、47 都道府県レベルでみた場合は、その格差是正機能を果たしているように見える。そもそも、都市部に納められていた税金を地方へと移動させる制度であるので、都市部の自治体のふるさと納税収支の赤字は、本制度の成功のベンチマークでもあり、成功の証とも言える。

ここで、ふるさと納税の構造を、改めて考えてみたいと思う。これはふるさと納税仕組みに対する公正性の議論にも関わるが、ふるさと納税は税制控除の仕組みであるので、そもそも誰にでも平等に機能する仕組みではない。そのため、収入が少なく税金を納めていない人にはふるさと納税に参加する権利すらない（当然、返礼品を貰う権利もない）。また、納税額が少ない人よりも、高額所得の高額納税者の方が、多くの金額のふるさと納税を行う事が出来る¹⁰。

¹⁰私も関わっている徳島県鳴門市のふるさと納税において、私が欲しいと思っている世界に誇る宮崎椅子製作所のソファは 100 万円以上の寄附であり、残念ながら、私にはエントリーする権利すら与えられていない（ふるさと納税で 100 万円以上できる日を夢見るよりも、自腹で買う方が早いと思われる・・・。また、理由は後述するが、徳島市という地方都市に住み地元を愛している私は、今のところ、幾ら隣の鳴門市と仕事をしようともふるさと納税をしないと誓っている。）。
https://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/item_detail/36202/178502

そのため、必然的に、高額所得者が多く住む自治体は、ふるさと納税流出地区となり、ふるさと納税収支が赤字となる確率は極めて高くなる。一方、普段は高額所得者が少ないために税収が少ないと嘆いている自治体は、今回は逆に有利となる。そもそも潜在的にふるさと納税に流れる金額が少ないという好条件である。流出を気にすることなく、返礼品などの工夫をして寄付金額を増やせば、自動的にふるさと納税収支も黒字になりやすいという構造をもっていると思われる。このように考えると、ふるさと納税のポイントは、自治体の担当者の努力に加え、実は、住民票を置いている住民がふるさと納税に参加しないというのも、重要な要素であると考えられる。

都道府県レベルで見れば、高額所得者の住んでいる東京をはじめとする財政状況の良い都市圏から流出した税金を、地方の努力で獲得するという枠組みは機能しているように見える。但し、これを地方社会の目から見たときにはどうなっているのだろうか？ 私の住む徳島県の事例で言うと、前述のように県庁所在地の徳島市のふるさと納税収支は赤字で、以前は徳島県内ナンバー2ではあったが、人口や財政力とも他の新興自治体に追い抜かれているかつての名門・鳴門市が黒字である。次章では、市区町村単位のデータから、ふるさと納税をみてゆくことで、今後の地域社会の地域経営について考えて行きたい。

3. 県庁所在地から流出するふるさと納税

前章でみたように、ふるさと納税制度は、高額所得者が住んでいるほどふるさと納税に参加する人が増え、流出額（控除額）が高くなる潜在的可能性を持っている。その結果、47都道府県単位で見ると、多くの高額所得者が居住し、大都市圏にある財政状況もよい上位6都道府県（東京都、愛知県、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府）からふるさと納税という形で税金は流出している。これらの大都市圏

から流出した税金は、地方の自助努力により自主財源となっており、都市部と地方の納税格差を埋めてゆくといいふるさと納税の本来の役割は機能しているようにみえる。では、次に、市町村単位でみた場合にはどうなっているのだろうか。理想的に言えば、都市圏の都道府県の市町村は全て赤字で、地方の都道府県の市町村は黒字であることがのぞまれる。

しかし、既に述べたように、徳島県の場合、県庁所在地の徳島市のふるさと納税収支は赤字となっていた。首都圏、地方と関係なく、相対的にその地域で高額所得者が多く住む県庁所在地はのきなみふるさと納税収支は赤字なのではないかとの疑問がわいてくる。

地方での生活を考える場合、もちろん人里離れた田舎暮らしというのも理想の1つであるが、県庁所在地の首都圏とは異なった独自の都市文化・ライフスタイルは重要である。そのような地方独自の施策を行うためにふるさと納税の自主財源が大いに使われるべきだと思われるが、県庁所在地のふるさと納税収支はどうなっているのだろうか。

3-1 県庁所在地のふるさと納税収支

総務省の「平成28年度ふるさと納税に関する現況調査」のデータから、東京都以外の46道府県の県庁所在地の「ふるさと納税収支」を算出し、総務省の「平成27年度地方公共団体の主要財政指標一覧」のデータから各県庁所在地の財政力指数を抽出して、財政力指数の高い順に「ふるさと納税収支」を表したものが表2である。「ふるさと納税収支」が負（赤字）となっている場合は、赤字額を赤で示し、その都府県を青で塗りつぶしている。

表 2 県庁所在地の財政力指数とふるさと納税収支(2015 年度)

都道府県	市区町村	寄附受入額 (万円)	寄附流出額 (万円)	ふるさと納税 収支(万円)	財政力指数
愛知県	名古屋	13199	191900	-178701	0.98
埼玉県	さいたま市	579	89239	-88660	0.97
神奈川県	横浜	34560	315359	-280799	0.96
千葉県	千葉	3771	41859	-38088	0.95
栃木県	宇都宮	4972	21853	-16881	0.95
大阪府	大阪	26009	168541	-142532	0.91
静岡県	静岡	13028	26698	-13671	0.9
宮城県	仙台	12294	58556	-46262	0.87
大分県	大分	5122	12395	-7273	0.87
福岡県	福岡	4688	84613	-79925	0.86
福井県	福井	1348	7558	-6210	0.84
茨城県	水戸	20249	11375	8874	0.83
広島県	広島	7816	53186	-45370	0.82
岐阜県	岐阜	1627	22399	-20772	0.82
香川県	高松	4699	16635	-11935	0.81
徳島県	徳島	1493	10799	-9307	0.81
石川県	金沢	98	16355	-16257	0.8
滋賀県	大津	5216	23374	-18159	0.79
和歌山県	和歌山	2403	17899	-15495	0.79
兵庫県	神戸	15558	107556	-91998	0.78
岡山県	岡山	12560	32082	-19523	0.78
富山県	富山	233	9814	-9581	0.78
群馬県	前橋	9180	16441	-7262	0.78
京都府	京都	10960	100300	-89340	0.77
山梨県	甲府	2238	7155	-4917	0.76
三重県	津	660	12512	-11852	0.75
奈良県	奈良	25013	28334	-3321	0.75
新潟県	新潟	6869	21685	-14816	0.74
沖縄県	那覇	545	9013	-8469	0.74
山形県	山形	19907	8520	11387	0.72
愛媛県	松山	12092	20326	-8234	0.71
北海道	札幌	10610	80966	-70356	0.7
熊本県	熊本	4279	20078	-15799	0.7
福島県	福島	2781	8302	-5521	0.7
鹿児島県	鹿児島	3035	17790	-14756	0.69
長野県	長野	955	11538	-10583	0.69
岩手県	盛岡	578	8468	-7890	0.69
山口県	山口	24165	5885	18280	0.65
佐賀県	佐賀	3296	8861	-5566	0.64
秋田県	秋田	16955	7660	9296	0.63
宮崎県	宮崎	8152	11155	-3003	0.62
島根県	松江	8031	4314	3717	0.56
高知県	高知	35283	8795	26488	0.56
長崎県	長崎	8154	11605	-3451	0.54
青森県	青森	11882	3749	8133	0.53
鳥取県	鳥取	34935	3828	31107	0.51
平均		9828	38638	-28810	0.76

出典：総務省「平成 27 年度地方公共団体の主要財政指標一覧」、「平成 28 年度ふるさと納税に関する現況調査」より筆者作成

やはり予想通り、東京都をのぞいた46の県庁所在地のうち、青森市、秋田県市、山形市、水戸市、鳥取市、松江市、山口市、高知市の8市以外の38の県庁所在地すべてで赤字（東京23区もすべて赤字）となっていた。税収が減少している自治体が82.6%と高い割合を占めている。

財政力指数が上位の10自治体の「ふるさと納税収支」は、財政力指数が高い順に、名古屋市は17億8,701万円の赤字、さいたま市は8億8,660万円の赤字、横浜市は28億799万円の赤字、宇都宮市は1億6,881万円の赤字、千葉市は3億8,088万円の赤字、大阪市は14億2,532万円の赤字、静岡市は1億3,671万円の赤字、仙台市は4億6,262万円の赤字、大分市は7,273万円の赤字、福岡市は7億9,925万円の赤字と全て赤字になっている。

一方、財政力指数の低い10自治体の各自治体のふるさと納税収支は、財政力指数が低い順に、鳥取市は3億1,107万円、青森市は8,133万円、長崎市は3,451万円の赤字、高知市は2億6,488万円、松江市は3,717万円、宮崎市は3,003万円の赤字、秋田市は9,296万円、佐賀市は5,566万円の赤字、山口市は1億8,280万円、盛岡市は7,890万円の赤字と、下位10自治体では長崎市、宮崎市、佐賀市、盛岡市の4市のみが赤字であり、財政力指数の少ない県庁所在地のふるさと納税収支は黒字の割合が高い結果となった。

また、「ふるさと納税収支」で黒字額の大きい上位3自治体は、鳥取市の3億1,107万円（財政力指数46位）、高知市の2億6,488万円（財政力指数42位）、山口市の1億8,280万円（財政力指数38位）であり、3自治体とも全県庁所在地の中で財政力が低い10都市に含まれている。

一方、「ふるさと納税収支」の赤字額が最も大きい上位3都市は、横浜市の28億799万円の赤字（財政力指数3位）、名古屋市の17億8,701万円の赤字（財政力指数1位）、大阪市の14億2,532万円の赤字（財政力指数6位）となってお

り、3都市すべて財政力上位10都市に含まれている。同じ県庁所在地でも、財政力の高い自治体のほうが赤字になりやすく、その赤字額も大きくなっている。

また、ふるさと納税の「寄附流出額」に関して、財政力が低い5自治体の「寄附流出額」は、鳥取市の3,828万円、青森市の3,749万円、長崎市の1億1,605万円（長崎市のみふるさと納税収支が赤字）、松江市の4,314万円、高知市の8,795万円であり、財政力が高い5自治体の「寄附流出額」は、名古屋市の19億1,900万円、さいたま市の8億9,239万円、横浜市の31億5,359万円、宇都宮市の2億1,853万円、千葉市の4億1,859万円となっている。

それぞれの平均「寄附流出額」を計算すると、財政力の低い5自治体平均は6,458万円、高い5自治体平均は13億2,042万円となっている。財政力の高い自治体の寄附流出金額はかなりの高額であるが、財政力が最も低い鳥取市の「寄附流出額」3,828万円も決して小さい額ではなく、全体的に県庁所在地の「寄附流出額」の規模は大きいように思える。

ふるさと納税の「寄附受入額」に関しては、「寄附受入額」の上位をみてゆくと、1位の高知市3億5,283万円（財政力指数42位）、2位の鳥取市3億4,935万円（財政力指数46位）と財政力指数の低い県庁所在地がランクインするも、第3位はなんと横浜市3億4,560万円（財政力指数3位）となっており、横浜市の健闘が目立つ。但し、横浜市の寄附流出額は前述のように31億5,359万円と巨額であるために、赤字額第1位の28億799万円の赤字となっている。

各県庁所在地では、ほとんどの道府県で「ふるさと納税収支」が赤字となっている。そして、県庁所在地の中でも特に「寄附流出額」の規模が大きいのは、財政力の高い政令指定都市などの大都市であり、ふるさと納税制度では、主に都市部から税金が流出している。しかし、大都市ではない地方都市からも少なからずの税金が流出している。

それでは、県庁所在地に限らず、財政力指数が高い豊かな自治体のふるさと納税収支はのきなみ赤字なのだろうか。横浜市のように寄附受入額が高い自治体があっても、それを上回る寄附流出額により赤字となっているのだろうか。

3-2 財政力指数が1以上の自治体のふるさと納税収支

表3は、総務省の「全市町村の主要財政指数（平成27年度）」から、全国の1741自治体のうち財政力指数が1を超えている64自治体を抽出し、それぞれの「ふるさと納税収支」を計算して、財政力指数の高い順に並べたものである。財政力指数は、自治体の財政力を示す指標であり、1.0を上回ると基本的に地方交付税交付金が支給されない税収豊かな自治体であることを意味する。

財政力指数が1位の愛知県明日香村、2位の北海道泊村、4位の青森県六ヶ所村、11位の東京都武蔵野市、22位の三重県川越町、53位の神奈川県清川村はなんと寄附受入額が0円である。

64自治体中、「ふるさと納税収支」が赤字となっているのは45自治体（70.3%）であった。赤字となっている自治体が多いが、県庁所在の82.6%と比べると低い結果となった。黒字額が上位の3自治体を見ると、佐賀県玄海町11億9,178万円、愛知県碧南市5億9,681万円、神奈川県箱根町5億3,525万円となっている。これは、46県庁所在地の中で最も黒字額が大きかった鳥取市の黒字額3億1,107万円を上回っている。また、「寄附流出額」に関しては、46県庁所在地の平均「寄附流出額」3億8,638万円に対し、財政力指数が1以上の自治体の平均「寄附流出額」は9,948万円となっている。「ふるさと納税収支」に関しては、46県庁所在地の平均「ふるさと納税収支」が2億8,810万円の赤字に対し、財政力指数が1以上の自治体の平均「ふるさと納税収支」も3,975万円の赤字となってい

る。財政力指数が1を超えている自治体よりも、県庁所在地のほうがふるさと納税制度による「寄附流出額」が大きく、赤字額も大きくなっていた。

表3 財政力指数が1以上の自治体ふるさと納税収支(2015年度)

	寄附 受入額 (万円)	寄附 流出額 (万円)	ふるさと 納税収支 (万円)	財政力 指数		寄附 受入額 (万円)	寄附 流出額 (万円)	ふるさと 納税収支 (万円)	財政力 指数
愛知県飛島村	0	199	-199	2.07	千葉県袖ヶ浦市	2068	1489	579	1.07
北海道泊村	0	25	-25	1.88	愛知県みよし市	161	5569	-5408	1.07
山梨県山中湖村	130	113	17	1.81	東京都多摩市	1057	8808	-7751	1.07
青森県六ヶ所村	0	192	-192	1.64	東京都立川市	891	10609	-9718	1.07
長野県軽井沢町	21727	1996	19731	1.49	静岡県御前崎市	2482	431	2051	1.05
千葉県浦安市	183	26585	-26402	1.48	京都府久御山町	409	335	74	1.05
山梨県忍野村	75	1776	-1702	1.47	愛知県大府市	11	6253	-6242	1.05
神奈川県箱根町	53760	235	53525	1.44	東京都三鷹市	384	18258	-17874	1.04
福島県大熊町	168	153	15	1.44	愛知県豊田市	3280	22105	-18824	1.04
茨城県東海村	67	987	-920	1.41	愛知県武豊町	1	1553	-1552	1.03
東京都武蔵野市	0	23724	-23724	1.41	神奈川県藤沢市	1234	29755	-28521	1.03
大阪府田尻町	23	418	-396	1.36	宮崎県木城町	36399	20	36380	1.02
新潟県刈羽村	3	36	-33	1.33	愛知県豊山町	10	498	-488	1.02
茨城県神栖市	2907	2121	786	1.32	埼玉県三芳町	585	1366	-781	1.02
愛知県東海市	304	4607	-4302	1.26	愛知県長久手市	14	5766	-5752	1.02
千葉県成田市	143	4933	-4791	1.25	愛知県碧南市	63091	3410	59681	1.01
静岡県長泉町	27	2212	-2185	1.24	宮城県女川町	3171	77	3094	1.01
愛知県刈谷市	195	10499	-10305	1.2	群馬県上野村	248	1	246	1.01
東京都港区	23	154096	-154073	1.2	福井県おおい町	41	86	-45	1.01
埼玉県戸田市	5048	8069	-3021	1.19	神奈川県清川村	0	58	-58	1.01
愛知県安城市	139	10481	-10343	1.19	静岡県裾野市	481	2018	-1537	1.01
三重県川越町	0	476	-476	1.18	神奈川県鎌倉市	12333	16860	-4527	1.01
東京都調布市	55	25188	-25133	1.15	滋賀県竜王町	9749	252	9497	1
愛知県小牧市	16129	7172	8956	1.12	新潟県湯沢町	2562	87	2475	1
福島県広野町	2358	34	2324	1.12	栃木県芳賀町	232	183	48	1
佐賀県玄海町	119220	42	119178	1.11	神奈川県寒川町	843	1087	-244	1
福岡県苅田町	70	634	-564	1.11	千葉県君津市	545	1896	-1352	1
愛知県幸田町	110	1766	-1656	1.11	埼玉県和光市	1035	5375	-4339	1
東京都府中市	565	15909	-15344	1.11	千葉県市原市	1094	7750	-6656	1
山梨県昭和町	1422	722	701	1.1	千葉県市川市	6817	40195	-33378	1
新潟県聖籠町	1	184	-184	1.1	神奈川県川崎市	5970	128145	-122175	1
愛知県大町	5	950	-945	1.1					
神奈川県厚木市	247	9841	-9594	1.08	平均	5973	9948	-3975	1.17

出典:総務省「平成27年度地方公共団体の主要財政指標一覧」、「平成28年度ふるさと納税に関する現況調査」より筆者作成

単に財政力指数が高い自治体ではなく、県庁所在地のような各道府県の中でも比較的規模が大きい自治体で、「ふるさと納税収支」の赤字額が大きいのではないかと推測される。財政力指数が1以上の自治体の中でも、ふるさと納税収支の赤字額が1億円以上の自治体をみてゆくと、東京都港区は15億4,073万円の赤字、神奈川県川崎市は12億2,175万円の赤字、千葉県市川市は3億3,378万円の赤字、神奈川県藤沢市は2億8,521万円の赤字、千葉県浦安市は2億6,402万円の赤字、東京都調布市は2億5,133万円の赤字、東京都武蔵野市は2億3,724万円の赤字、愛知県豊田市は1億8,824万円の赤字、東京都三鷹市は1億7,874万円の赤字、愛知県安城市は1億343万円の赤字となっている。首都圏の区市で、町村はなかった。流出額を考えると、その自治体の人口規模も関連していると思われる。それでは、次節では都道府県別の人口上位3自治体と人口下位3自治体のふるさと納税をみることで人口との関係を考えてい¹¹。

3-3 都道府県別人口規模とふるさと納税の関係

ふるさと納税制度で赤字になりやすい自治体にはどのような共通点があるのだろうか。県庁所在地は、各都道府県内の中では相対的に人口が多いために、ふるさと納税の寄附をする人口も多くなり、寄附流出額が多くなり、ふるさと納税収支が赤字になりやすくなっていると考えられる。首都圏や地方関係なく、都道府県内

¹¹ 「ふるさと納税寄附流出額」と「人口」の相関は、「.884($p < .01$)」と高い相関を示す。ちなみに、「ふるさと納税寄附流出額」と「ふるさと納税受入額」との相関は認められず、「ふるさと納税寄附流出額」と「財政力指数」とは「.260($p < .01$)」と弱い相関を示す。全体傾向としては人口との相関が高いが、本稿ではどこの自治体が赤字なのかをみてゆきたいので、今回は全てランキング表を示して記述的な説明をしてゆく。また、自治体の人口規模を勘案して人口一人あたりの金額で考えるやり方もあるが、本稿では一人あたりの金額では無く、増額として各自自治体から幾らの税金が流出したのかを考える。一人当たり500円の流出は少ないと思われるが、仮に人口50万人の都市においてあれば、総計2億5000万円の流出となり、様々な政策が可能な金額となる。一人あたりの分析は今後の課題としたいが、簡単な分析は巻末に載せたので、参照して欲しい。

の人口上位自治体は赤字になりやすいのだろうか。それとも、地方では人口が多くてもふるさと納税収支は黒字になりやすいのだろうか？

総務省の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成27年1月1日現在）」のデータから、各都道府県の人口数が多い上位3自治体と、少ない下位の3自治体をそれぞれ抽出した。そして、「平成28年度ふるさと納税に関する現況調査」のデータを利用して、それぞれの自治体の2015年度の「ふるさと納税収支」について算出している。各都道府県別の人口数が多い上位3自治体をまとめたのが表4で、人口数下位3自治体をまとめたものが表5である。「ふるさと納税収支」が赤字となっている場合は、赤字額を赤で示し、その自治体を青で塗りつぶしている。

まず表4と表5の赤字になっている自治体の数（塗りつぶしてある数）を見比べてみると、人口上位3自治体を抽出した表4では、141自治体のうち86の自治体で「ふるさと納税収支」が赤字となっており、赤字の自治体は61.0%を占めている。一方、人口下位3自治体を抽出した表5では、141自治体のうち、「ふるさと納税収支」が赤字となっているのは、12自治体であり、赤字の自治体は8.5%にすぎない。同じ都道府県内の人口上位自治体が、圧倒的に赤字になっている傾向が見受けられる。

県内全ての自治体のふるさと納税収支が黒字の秋田県、山形県、鳥取県、島根県、高知県の5県と山口県以外の41都道府県において、人口数上位3自治体のうちのいずれかの自治体で赤字になっている。これらの県では何か特別な取組がされているのか興味深いところだが、残念ながらこれらの自治体へのヒヤリングを行えていない。

表4 都道府県別人口数上位3自治体のふるさと納税収支（2015年度）

	寄附受入額 (万円)	寄附流出額 (万円)	ふるさと納税 収支(万円)	人口(人)		寄附受入額 (万円)	寄附流出額 (万円)	ふるさと納税 収支(万円)	人口(人)	
北海道	札幌市	10610	80966	-70356	1936016	大津市	5216	23374	-18159	342832
	旭川市	10349	8944	1405	347207	津市	8898	9320	-422	128843
	函館市	1703	4769	-3066	271479	長浜市	1544	2584	-1040	121818
青森県	青森市	11882	3749	8133	295898	京都市	10960	100300	-89340	1419474
	八戸市	3841	3438	403	237550	宇治市	3784	8016	-4232	190856
	弘前市	1802	3984	-2182	178886	府 亀岡市	1876	2323	-447	91548
	盛岡市	578	8468	-7890	295170	大阪市	26009	168541	-142532	2670766
	一関市	546	1329	-783	124344	堺市	1765	48464	-46699	847719
	奥州市	30445	1474	28971	122421	府 東大阪市	1297	18631	-17334	498814
	仙台市	12294	58556	-46262	1053509	神戸市	15558	107556	-91998	1550831
	石巻市	35572	588	34983	149874	堺市	8455	23833	-15378	543083
	大崎市	19734	2022	17712	134760	府 西宮市	3766	53482	-49717	483455
	秋田市	16955	7660	9296	319084	奈良市	25013	28334	-3321	363756
	横手市	5411	918	4493	95939	奈良市	22	6169	-6148	124779
	大崎市	901	513	388	86644	府 生駒市	7885	12392	-4508	121013
	山形市	19907	8520	11387	250573	和歌山市	2403	17899	-15495	377208
	鶴岡市	30537	1902	28635	133153	歌 田辺市	8451	1749	6701	78661
	酒田市	24444	2241	22203	108098	山 紀の川市	3254	1036	2218	65982
	福島市	2226	6795	-4569	333802	鳥 鳥取市	34935	3828	31107	193064
	郡山市	1124	8718	-7594	326808	取 米子市	73131	4412	68719	148857
	福島市	2781	8302	-5521	284948	府 倉吉市	59558	1008	58551	49277
	茨水戸市	20249	11375	8874	273046	鳥 松江市	8031	4314	3717	205725
	つくば市	266	18139	-17873	220622	根 出雲市	16769	2796	13973	174731
	日立市	81401	4871	76529	188938	府 浜田市	209357	1086	208271	57504
	栃 宇都宮市	4972	21853	-16881	520462	岡 岡山市	12560	32082	-19523	706027
	小山市	11541	4392	7149	165842	山 倉敷市	8570	15083	-6514	483722
	県 栃木市	8873	2893	5980	164066	府 津山市	17411	1680	15731	104717
	群馬県	10390	14900	-4510	375341	廣 広島市	7816	53186	-45370	1188398
	前橋市	9180	16441	-7262	339956	島 福山市	33105	14093	19012	472354
	県 太田市	6050	6037	13	222130	府 呉市	2823	4647	-1823	235624
	埼玉 さいたま市	579	89239	-88660	1260879	山 下関市	15489	4207	11283	275242
	川口市	520	30298	-29778	589205	口 山口市	24165	5885	18280	194875
	県 川越市	357	13184	-12827	348378	府 宇部市	11083	4674	6410	170552
	千葉県	3771	41859	-38088	962376	徳 徳島市	1493	10793	-9307	257104
	千葉市	2945	49628	-46643	622968	島 阿南市	167	1293	-1126	76219
	市 柏市	1860	25715	-23855	487378	鳴 鳴門市	5041	1276	3765	80784
	東京都	1581	164436	-162856	874332	香 高松市	4699	16635	-11935	429276
	練馬区	2682	66552	-63870	714656	川 丸亀市	1411	3029	-1818	113481
	都 大田区	32	74155	-74124	707455	県 三豊市	6831	1120	5711	88765
	神 横浜市	34560	315395	-280799	3722250	愛 松山市	12092	20326	-8234	517462
	奈 川崎市	5970	128145	-122175	1445484	媛 今治市	50619	3527	47092	186059
	相 相模原市	661	29272	-28611	715145	県 新居浜市	3588	2880	709	123330
	新潟 新潟市	8869	21885	-14816	804413	高 高知市	35283	8795	26488	337412
	県 長岡市	4011	4999	-987	278923	知 南国市	14392	936	13456	48471
	県 上越市	1701	3664	-1963	200179	府 四万十市	5434	485	4949	35401
	富 富山市	233	9814	-9581	419849	福 福岡市	4688	84613	-79925	1486314
	山 高岡市	4157	3253	904	175719	岡 北九州市	7833	33927	-26144	976925
	県 射水市	7681	1455	6226	94701	県 久留米市	175943	10575	165368	306173
	石 金沢市	98	16355	-16257	453081	佐 佐賀市	3296	8861	-5566	235845
	川 白山市	1070	2222	-1152	112692	賀 唐津市	10136	1998	8138	127536
	小 小松市	6886	1656	5230	108823	府 島橋市	130	2166	-2036	72032
	福 福井市	1348	7558	-6210	267355	長 長崎市	8154	11605	-3451	436576
	井 坂井市	397	1252	-855	93531	崎 佐世保市	264760	5468	259292	260110
	県 おおい町	41	86	-45	8613	県 諫早市	32842	2773	30069	140569
	山 甲府市	2238	7155	-4917	193570	熊 熊本市	4279	20078	-15799	734917
	梨 甲斐市	6542	2333	4209	74811	本 八代市	4308	1202	3105	131490
	県 南アルプス市	402	1024	-622	72900	県 天草市	8824	996	7828	87125
	長 長野市	955	11538	-10583	384428	大 大分市	5122	12395	-7273	478792
	野 松本市	812	9444	-8631	242446	分 別府市	3686	1913	1773	121100
	県 上田市	928	3218	-2290	160267	府 中津市	7001	1435	5566	85378
	岐阜 岐阜市	1627	22399	-20772	415520	県 宮崎市	8152	11155	-3003	405750
	県 大垣市	21129	6524	14605	162847	崎 都城市	42123	2365	420758	169461
	各 各務原市	32409	6504	25905	148486	県 延岡市	6203	1165	5038	129455
	静 浜松市	3146	32970	-29824	810317	鹿 鹿兒島市	3035	17790	-14756	608240
	岡 岡崎市	13028	26698	-13671	715752	児 霧島市	15349	1871	13478	127611
	県 富士市	4153	5779	-1626	257697	島 鹿屋市	82606	1640	80965	105313
	愛 名古屋市中	13199	191900	-178701	2260440	沖 那覇市	545	9013	-8469	323184
	知 豊田市	3280	22105	-18824	421701	縄 沖繩市	1095	1479	-385	139181
	一 宮崎市	4864	21574	-16710	386538	県 うるま市	190	844	-694	121521
	三 四日市市	939	14453	-13514	312753	平均	17661	20827	-3165	406097
	重 津市	660	12512	-11852	284620					
	県 鈴鹿市	104	6397	-6293	201035					

表5 都道府県別人口数下位3自治体のふるさと納税収支

	寄附受入額 (万円)	寄附流出額 (万円)	ふるさと納税 収支(万円)	人口(人)		寄附受入額 (万円)	寄附流出額 (万円)	ふるさと納税 収支(万円)	人口(人)	
北海道	16	0	16	1139	滋賀	1169	147	1022	7713	
青森	86	0	86	946	福井	10180	111	10069	7505	
岩手	159	5	153	800	山梨	98	87	12	7357	
宮城	804	0	804	2292	長野	288	39	249	2961	
秋田	734	7	727	2157	新潟	410	6	404	2339	
山形	379	3	376	1473	富山	96	6	90	1529	
福島	692	6	686	2910	石川	85	111	-27	11213	
茨城	23	6	17	6250	福井	23	418	-396	8561	
栃木	489	1	488	3675	山梨	226	69	157	5750	
群馬	3171	77	3094	7124	長野	267	183	84	15767	
茨城	69	41	28	5771	新潟	36490	208	36282	13050	
山形	49	3	46	1561	富山	1100	135	965	12083	
福島	113	52	60	3277	石川	167	6	161	811	
茨城	235	5	231	2709	福井	65	17	48	596	
山形	219	11	208	2586	山梨	109	6	103	483	
山形	725	8	718	5062	和歌山	194	3	191	3340	
山形	12126	29	12097	4630	和歌山	148	27	121	2973	
山形	500	1	500	3598	和歌山	1655	0	1655	461	
山形	258	2	256	1489	和歌山	6151	60	6090	3486	
山形	136	1	135	1383	和歌山	544	9	534	3479	
山形	76	0	76	603	和歌山	1745	7	1737	3212	
山形	2380	344	2036	16664	和歌山	6281	16	6265	3046	
山形	667	63	603	9711	和歌山	2221	32	2189	2357	
山形	222	187	35	9127	和歌山	215	2	213	592	
山形	3915	121	3794	14251	和歌山	497	17	481	5186	
山形	132	172	-39	12253	和歌山	180	0	180	1530	
山形	164	156	8	12152	和歌山	139	1	138	975	
山形	117	26	91	2211	和歌山	39117	37	39080	10000	
山形	28	13	15	2170	和歌山	826	60	766	8128	
山形	248	1	246	1337	和歌山	1806	46	1760	6934	
山形	31	150	-119	8792	和歌山	5113	98	5016	6439	
山形	88	112	-24	7611	和歌山	821	5	816	3648	
山形	16	7	9	3135	和歌山	880	11	869	3190	
山形	73	112	-39	7495	和歌山	149	41	109	4582	
山形	9602	100	9502	7405	和歌山	248	1	246	2566	
山形	326	51	275	6384	和歌山	272	18	254	1743	
山形	32	11	21	307	和歌山	3272	72	3200	14999	
山形	6	13	-7	298	和歌山	3031	133	2899	9679	
山形	1	0	1	167	和歌山	4	92	-89	3157	
山形	307	146	161	9760	和歌山	604	17	587	9290	
山形	219	148	71	7882	和歌山	168	118	49	7377	
山形	0	58	-58	3081	和歌山	843	1	842	4285	
山形	3	36	-33	4791	和歌山	29	4	25	1400	
山形	1871	16	1855	4740	和歌山	2453	4	2449	944	
山形	129	0	129	358	和歌山	215	0	215	420	
山形	226	161	64	21716	和歌山	38	21	17	5438	
山形	1343	113	1230	13109	和歌山	21	18	3	3378	
山形	368	87	281	3077	和歌山	230	29	201	2353	
山形	499	59	440	14025	和歌山	212996	237	212759	9546	
山形	4715	98	4617	9181	和歌山	3687	31	3656	7032	
山形	65	63	2	6295	和歌山	119220	42	119178	6139	
山形	1899	159	1739	10092	和歌山	5456	196	5260	13838	
山形	41	86	-45	8613	和歌山	4240	138	4102	8477	
山形	963	6	957	2888	和歌山	123	2	121	2677	
山形	234	0	234	1156	和歌山	133	4	129	2395	
山形	90	0	90	723	和歌山	522	0	522	1615	
山形	34	0	34	602	和歌山	40	2	38	1226	
山形	104	0	104	798	和歌山	1365	150	1215	16666	
山形	696	7	689	605	和歌山	161	14	147	10279	
山形	76	0	76	488	和歌山	102	70	32	2233	
山形	175	61	114	4246	和歌山	2330	9	2321	3058	
山形	2315	20	2295	2512	和歌山	364	0	364	1914	
山形	57	8	49	1695	和歌山	48	2	46	1233	
山形	4071	52	4019	7742	和歌山	523	0	523	1643	
山形	2642	122	2520	7731	和歌山	1674	10	1664	665	
山形	2322	38	2284	7323	和歌山	108	0	108	375	
山形	0	199	-199	4607	和歌山	165	0	165	683	
山形	45	21	24	3642	和歌山	91	1	90	578	
山形	104	5	99	1246	和歌山	39	4	35	406	
山形	2300	235	2065	9208	和歌山	平均	3948	53	3895	4973
山形	4783	93	4690	8625						
山形	72	64	8	6521						

また、統計的な意味は余りないが、人口上位3自治体のふるさと納税収支が全て赤字なのは、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、沖縄県の17都道府県である。これらの都道府県はなかなか辛い状況である。

県庁所在地が都道府県内の最大人口都市の場合が多いので、県庁所在地の節の繰り返しになるが、人口数1位の横浜市は28億799万円の赤字（赤字額全国1位）、2位は大阪市の14億2,532万円の赤字（赤字額全国4位）、3位は名古屋市の17億8,701万円の赤字（赤字額全国2位）である。当然、「寄附流出額」も多く、横浜市31億5,359万円、大阪市16億8,541万円、名古屋市19億1,900万円となっており、全自治体の中で流出額の最も大きい3自治体となっている。

各都道府県人口数上位3自治体の平均「寄附流出額」は2億827万円である。また、人口数上位自治体のうち、東京都と政令指定都市（大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市、熊本市の20自治体）を除いた「寄附流出額」の平均は8,1681万円となり、「ふるさと納税収支」の平均も1億1219万円の黒字へと大幅に増大する。このことから、主に大都市部での「寄附流出額」の規模が大きいことがわかる。それに対して、人口下位3自治体の寄附流出額の平均は53万円となっており、人口上位3自治体の「寄附流出額」が圧倒的に大きい傾向がみとれる。

「寄附受入額」も同様な傾向があり、各都道府県人口上位3自治体の「寄附受入額」は平均1億7,661万円であるが、人口下位3自治体平均額は3,948万円となっている。人口上位自治体のほうが平均「寄附受入額」が四倍以上も高い結果になっている。「寄附受入金額」1億円以上に注目すると、人口上位3自治体では46自治体があるのに対して、人口下位3自治体の中ではわずか6自治体しかない。

ふるさとの税収支の黒字額が最も高い自治体だけに注目すれば、人口上位3自治体の中のトップは宮崎県都城市の42億758万円であり、人口下位3自治体の佐賀県玄武町の11億9,178万円の3倍以上ある。しかし、人口上位3自治体の傾向をみると、受入金額以上に寄附流出額が多い自治体が多いので、ふるさと納税収支の平均は前述のように3165万円の赤字となっている。

一方、各都道府県人口下位3自治体の中で最も赤字額が大きいのは大阪府田尻町の396万円の赤字である。田尻町の「寄附流出額」も人口下位グループ内の最高額で418万円ある。しかし、人口数上位自治体の寄附流出額の平均2億827万円と比べても、約50分の1と規模は非常に小さい。人口下位3自治体の合計141自治体のうち、112(79.4%)自治体で「寄附流出額」が100万円以下となっている。そのため、人口の少ない自治体では、ふるさと納税に積極的に取り組めば、黒字にできる可能性が高いと思われる。

これまでの結果をまとめてみると、各都道府県内の人口上位3位までの自治体では、「ふるさと納税収支」が赤字となっている(財源減少)傾向があり、人口が少ない自治体では、「ふるさと納税収支」が黒字となっている(自主財源を増やしている)傾向があることがみえてきた。人口上位都市は寄付金額も大きいのが、多くはそれを上回る寄附流出額があり、ふるさと収支が赤字になりやすい傾向がある。ただ、この傾向は全ての都道府県に言えるのではなく、秋田県、山形県、鳥取県、島根県、高知県の5県では全自治体が黒字である。逆に、人口下位自治体では、全体的に「寄附受入額」の規模は小さいものの、「寄附流出額」も少ないため、ふるさと納税によって自主財源を増やすのは難しくないように思える。

このように考えると、ふるさと納税のポイントは、実は寄附流出額をいかに抑えるかにあるように思える。そこで、最後に、各都道府県から「納税者一人当たりの課税対象所得額」が高い自治体と低い自治体をそれぞれ3つずつ抽出し、それぞれ

の「ふるさと納税収支」を比較する。筆者の仮説が正しければ、各都道府県の納税者一人当たりの課税対象所得額上位3自治体では「ふるさと納税収支」がマイナスとなっている自治体が多くを占め、下位3自治体では、「ふるさと納税収支」がプラスとなっている自治体が、全体の多くを占めるはずである¹²。

3-4 都道府県別納税者一人あたりの課税対象所得額との関係

総務省「平成27年度 市町村税課税状況等の調」の「第11表 課税標準額段階別平成27年度分所得割額等に関する調(合計)」の課税対象所得のデータを納税義務者数で割って2015年の各自治体の納税者一人当たりの課税対象所得額を計算し、各都道府県内の上位3自治体と、下位の3自治体をそれぞれ抽出した¹³。

各都道府県の納税者一人当たりの課税対象所得が多い上位3自治体をまとめたものが表6、各都道府県の納税者一人当たりの課税対象所得の下位3自治体をまとめたものが表7である。

先ほどと同様に、まずは表6と表7で、青で塗りつぶされている自治体の数を見比べて欲しい。課税所得上位3自治体をまとめた表6では、141自治体のうち87の自治体で赤字となっており、赤字の自治体が61.7%を占めている。一方、課税所得下位3自治体をまとめた表7では、141自治体のうち赤字の自治体は4自治体と、2.8%しか占めておらず、課税所得上位3自治体の方が、圧倒的にふるさとの納税収支が赤字となっている割合が高くなっている。県内全てがふるさと納税収支黒字の秋田県、山形県、鳥取県、島根県、高知県の5県以外に、北海道、福島県、

¹² 「ふるさと納税流出額」と「納税義務者一人当たりの課税対象所得」の相関は、「.494(p<.01)」であった。

¹³ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran09_15.html

長野県の3自治体の計8都道府県のみが課税対象所得上位3自治体全てが黒字であるが、その他の都府県ではいずれかの自治体でふるさと納税収支が赤字であった。

課税所得が下位3自治体で「ふるさと納税収支」が赤字となっているのは、神奈川県愛川町（588万円赤字）、栃木県塩谷町（39万円赤字）、大阪府能勢町（27万円赤字）、東京都奥多摩町（5万円赤字）の4自治体のみであった。

また、「寄附受入額」に関して、課税所得上位3自治体と下位3自治体の「寄附受入額」の平均を比較すると、上位自治体は9,331万円、下位自治体は9,018万円であった。課税所得上位3自治体の平均値の方が約300万円ほど高かったが、前節の人口数と比べると差は非常に小さい結果となった。

平均「寄附流出額」に関しては、課税所得上位3自治体は1億456万円、下位自治体は109万円であり、課税所得が大きい自治体のほうが、圧倒的に「寄附流出額」が高かった。課税所得の高い自治体の流出額をみると、1位の東京都港区（課税対象所得1,023,2万円）の納税流出額は15億4,096万円で15億4,073万円の赤字、2位の東京都千代田区（課税対象所得848.4万円）の納税流出額は3億690万円で2億9,429万円の赤字であるが、3位の北海道猿払村（課税対象所得784.5万円）の流出額は175万円と少なく、なんと1億4,640万円の黒字となっている。また、各都道府県の課税所得が上位の自治体のうち、東京23区都と政令指定都市（仙台市、さいたま市、新潟市、静岡市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市）を除いた自治体の平均「寄附流出額」を計算すると6,386万円となり、ふるさと納税収支も3,199万円の黒字となる。

表6 都道府県別納税義務者一人あたりの課税所得額上位3自治体のふるさと納税収支(2015年)

	ふるさと納税 受入額(万円)	ふるさと納税 流出額(万円)	ふるさと納税 収支(万円)	納税義務者一人 当たり課税対象所 得(千円/人)		ふるさと納税 受入額(万円)	ふるさと納税 流出額(万円)	ふるさと納税 収支(万円)	納税義務者一人 当たり課税対象 所得(千円/人)
北海道					滋賀県				
猿払村	14,815	175	14,640	7,845	栗東市	4,441	3,638	804	3,528
安平町	28,958	1,378	27,580	4,447	草津市	8,898	9,320	-422	3,505
豊高町	18,407	77	18,330	3,721	大津市	5,216	23,374	-18,159	3,448
青森県					京都府				
大間町	315	19	295	3,131	精華町	627	3,045	-2,418	3,757
三沢市	202	717	-515	2,875	京田辺市	517	4,726	-4,209	3,572
板柳町	1,114	77	1,038	2,856	長岡京市	61	5,943	-5,883	3,520
岩手県					大阪府				
盛岡市	578	8,468	-7,890	3,056	箕面市	1,744	13,235	-11,491	4,188
北上市	57,048	1,631	55,417	2,711	豊中市	6,105	40,850	-34,745	4,007
釜石市	3,660	437	3,223	2,666	吹田市	1,657	38,144	-36,287	3,988
仙台市	12,294	58,556	-46,262	3,358	兵庫県				
富谷町	47	1,657	-1,611	3,289	芦屋市	2,779	20,793	-18,014	6,120
名取市	33,055	2,183	30,872	3,141	西宮市	3,766	53,482	-49,717	4,196
秋田県					宝塚市	8,146	21,616	-13,470	4,018
大潟村	113	52	60	2,999	奈良県				
秋田市	16,955	7,660	9,296	2,876	生駒市	7,885	12,392	-4,508	3,985
にかほ市	5,029	330	4,699	2,660	王寺町	869	1,855	-986	3,789
山形県					広陵町	21	3,040	-3,019	3,778
山形市	19,907	8,520	11,387	3,019	和歌山県				
天童市	322,784	907	321,877	2,677	和歌山市	2,403	17,899	-15,495	3,213
東根市	96,901	690	96,211	2,649	岩出市	0	1,513	-1,513	2,975
福島県					橋本市	9,022	2,537	6,485	2,953
葛尾村	259	2	256	4,069	高知県				
大熊町	168	15	153	3,976	米子市	73,131	4,412	68,719	2,831
富岡町	724	108	616	3,450	日吉津村	6,151	60	6,090	2,744
茨城県					鳥取県				
つくば市	366	18,139	-17,873	3,929	鳥取市	94,935	3,828	31,107	2,706
守谷市	28	5,202	-5,164	3,743	高松市	8,031	4,314	3,717	2,853
東海村	87	967	-890	3,383	高根町	215	2	213	2,714
栃木県					福岐の島町	1,349	112	1,237	2,691
下野市	227	3,974	-3,747	3,574	岡山県				
宇都宮市	4,972	21,853	-16,881	3,393	矢掛町	297	158	139	4,214
高根沢町	550	905	-355	3,175	岡山市	12,560	32,062	-19,523	3,212
群馬県					倉敷市	8,570	15,083	-6,514	3,018
高崎市	10,390	14,900	-4,510	3,300	広島県				
前橋市	9,180	16,441	-7,262	3,211	広島市	7,816	53,186	-45,370	3,362
太田市	6,050	6,037	13	3,088	府中市	50	2,263	-2,213	3,291
埼玉県					東広島市	3,133	5,370	-2,236	3,129
さいたま市	599	89,239	-88,660	3,809	山口県				
和光市	1,035	5,375	-4,339	3,685	下松市	74	999	-925	3,075
志木市	1,008	4,512	-3,503	3,595	周南市	15,320	4,029	11,291	3,062
千葉県					山口市	24,165	5,885	18,280	3,004
浦安市	183	26,585	-26,402	4,622	徳島県				
市川市	6,817	40,195	-33,378	3,770	徳島市	1,493	10,799	-9,307	3,239
習志野市	43	12,141	-11,704	3,700	北島町	32	698	-666	3,107
東京都					松茂町	151	327	-177	3,010
港区	23	154,096	-154,073	10,232	香川県				
千代田区	1,262	30,690	-29,429	8,484	宇多津町	58	861	-803	3,268
渋谷区	6,104	73,229	-67,126	7,364	高松市	4,699	16,635	-11,935	3,175
神奈川県					喜島町	4	92	-89	3,167
鎌倉市	1,233	16,860	-15,627	4,503	愛媛県				
葉山町	2,821	2,559	262	4,233	松山市	12,082	20,326	-8,234	2,999
逗子市	803	5,067	-4,264	4,222	東温市	1,145	1,392	-247	2,956
新潟県					新居浜市	3,588	2,890	708	2,935
新潟市	6,869	21,685	-14,816	2,932	高知県				
上越市	1,701	3,664	-1,963	2,791	高知市	35,283	8,795	26,488	2,893
長岡市	4,011	4,999	-987	2,756	大川村	215	0	215	2,748
富山県					南国市	14,392	936	13,456	2,688
舟橋村	368	87	281	3,261	福岡県				
富山市	233	9,814	-9,581	3,041	新宮町	85	1,661	-1,576	3,456
黒部市	1,046	733	313	2,886	福岡市	4,688	84,613	-79,925	3,407
石川県					大野城市	8,784	3,644	5,140	3,250
金沢市	98	16,355	-16,257	3,201	佐賀県				
野々市市	97	1,244	-1,147	3,127	佐賀市	3,296	8,861	-5,566	2,962
能美市	274	1,135	-861	3,017	鳥穂市	130	2,166	-2,036	2,905
福井県					基山町	6,215	471	5,744	2,834
福井市	1,348	7,558	-6,210	3,062	長崎県				
敦賀市	3,290	1,225	2,065	3,099	長与町	300	1,468	-1,438	3,291
おおい町	41	86	-45	2,823	長崎市	8,154	11,605	-3,451	2,889
山梨県					大村市	73,769	2,187	71,582	2,814
忍野村	75	1,776	-1,702	4,612	熊本県				
昭和町	1,422	722	701	3,302	菊陽町	140	719	-578	3,106
富士河口湖町	22,699	923	21,776	3,182	熊本市	4,279	20,078	-15,799	3,044
長野県					合志市	289	905	-616	2,836
軽井沢町	21,727	1,996	19,731	3,622	大分県				
南牧村	154	84	69	3,544	大分市	5,122	12,395	-7,273	3,028
川上村	89	60	29	3,362	中津市	7,001	1,435	5,566	2,757
岐阜県					津久見市	2,079	122	1,957	2,712
岐阜市	1,627	22,339	-20,712	3,298	宮崎県				
岐阜南町	136	1,078	-942	3,162	宮崎市	8,152	11,155	-3,003	2,888
瑞穂市	259	3,133	-2,874	3,137	球摩村	364	0	364	2,629
静岡県					延岡市	6,203	1,165	5,038	2,567
長泉町	27	2,212	-2,185	3,688	鹿児島県				
三島市	23,931	5,779	18,152	3,377	十島村	1,674	10	1,664	3,155
静岡市	13,028	26,698	-13,671	3,287	三島市	108	0	108	3,112
愛知県					鹿児島市	3,035	17,790	-14,756	2,977
長久手市	14	5,766	-5,752	4,366	沖縄県				
みよし市	161	1,569	-5,408	4,196	東村	1,697	0	1,697	3,748
日進市	1,130	8,118	-6,988	4,137	北大東村	91	1	90	3,397
三重県					北谷町	108	803	-695	3,231
桑名市	0	345	-345	3,666	全体平均	9,331	10,456	-1,126	3,467
桑名市	32,820	7,637	25,183	3,463					
津市	860	12,512	-11,652	3,399					

出典)総務省「平成27年度 市町村税務統計調査の題」の「第1表 課税標準額別年度別平成27年度分所得別税率に
関する額(合計)」の課税対象者別のデータと納税義務者数(平成2015年の各自治体の納税者一人あたりの課税
対象所得総額算出)、「平成23年度ふるさと納税に関する調査結果」より算出。

表7 筆頭府県別納税義務者一人あたりの原課税額下位3自治体のふるさと納税収支(2018年)

	ふるさと納税			納税義務者一人 当たり課税対象 所得(千円/人)		ふるさと納税			納税義務者一人 当たり課税対象 所得(千円/人)		
	収入額(万円)	流出額(万円)	収支(万円)			ふるさと納税 収入額(万円)	ふるさと納税 流出額(万円)	ふるさと納税 収支(万円)			
北海道	夕張市	20,713	26	20,687	2,153	旭川市	27,104	846	26,259	2,726	
	歌志内市	480	7	472	2,123	高島市	27,104	111	10,069	2,660	
	上砂川町	163	7	155	2,009	甲良町	10,180	88	12	2,637	
青森県	深浦町	622	14	607	2,175	豊郷町	98	87	12	2,631	
	平内町	202	7	195	2,147	京都府	京丹後市	9,118	454	90,664	2,431
	大鰐町	145	57	88	2,133		与謝野町	409	281	128	2,430
岩手県	軽米町	116	41	74	2,176		伊根町	410	6	404	2,256
	普代村	692	6	686	2,166	大阪府	千早赤阪村	226	69	157	2,815
	九戸村	23	6	17	2,038		岬町	8,524	395	8,129	2,802
宮城県	涌谷町	649	0	649	2,380		能勢町	85	111	-27	2,650
	川崎町	453	40	413	2,296	兵庫県	多可町	12,676	293	12,384	2,574
	七ヶ宿町	49	3	46	2,165		新温泉町	267	183	84	2,522
秋田県	上小阿仁村	219	11	208	2,092		香美町	6,722	267	6,454	2,492
	藤里町	475	2	473	2,059	奈良県	東吉野村	282	0	282	2,551
	東成瀬村	235	5	231	2,015		曾爾村	3,144	14	3,130	2,536
山形県	真室川町	8,041	14	8,027	2,226		御杖村	314	3	310	2,321
	大蔵村	500	1	500	2,181	県歌	白滝町	1,167	216	951	2,411
	戸沢村	725	8	718	2,121		那智勝浦町	6,525	243	6,282	2,408
福島県	西余津町	125	32	92	2,311	山	太地町	194	3	191	2,342
	柳津町	40	1	39	2,291	島	吉野町	222	40	181	2,263
	北塩原村	114	15	99	2,262	取	三朝町	10,648	57	10,591	2,251
茨城県	河内町	667	63	603	2,608	県	若桜町	2,143	8	2,135	2,208
	水戸市	2,368	116	2,253	2,585	島	奥出雲町	6,469	39	6,430	2,344
	大子町	2,378	68	2,310	2,344	根	津和野町	682	60	623	2,313
栃木県	那珂川町	3,874	129	3,744	2,558		美郷町	300	45	255	2,284
	塩谷町	132	172	-39	2,557	岡	美咲町	219	117	102	2,413
	那須町	16,065	364	15,702	2,542	山	美作市	696	173	523	2,401
群馬県	神流町	28	13	15	2,282		西栗倉村	180	0	180	2,353
	南牧村	117	26	91	2,212	広	世羅町	1,444	296	1,147	2,489
	上野村	248	1	246	2,166	島	安芸太田町	1,806	46	1,760	2,486
埼玉県	神川町	115	77	38	2,565		神石高原町	39,117	37	39,080	2,388
	小籠町	180	81	99	2,478	山	美祿市	11,961	178	11,783	2,549
	栗枝父村	16	7	9	2,425	口	周防大島町	749	138	611	2,462
千葉県	館南町	1,050	96	954	2,534	県	阿武町	821	5	816	2,255
	大多喜町	185,521	59	185,462	2,519	徳	佐那河内村	248	1	246	2,286
	南房総市	14,693	350	14,344	2,487	島	海陽町	163	37	125	2,268
東京都	新高村	35	22	13	2,874		神山市	199	16	183	2,266
	奥多摩町	43	48	-5	2,767	香	まんのう町	199	199	0	2,537
	増原村	301	34	267	2,634	川	土佐町	3,272	72	3,200	2,397
神奈川県	奥川町	0	588	-588	2,812		小豆島町	10,318	118	10,200	2,372
	真鶴町	219	148	71	2,794	愛	西予市	2,048	457	1,590	2,445
	箱根町	53,760	235	53,525	2,772	媛	内子町	2,425	206	2,219	2,398
新潟県	関川村	440	16	425	2,528	県	松野町	843	1	842	2,118
	津南町	16,094	27	16,067	2,331	高	三原村	47	6	41	2,218
	阿賀町	663	25	638	2,246	知	安田町	1,970	6	1,963	2,192
富山県	朝日町	1,343	113	1,230	2,613		大聖町	373	0	373	2,111
	南砺市	1,185	331	854	2,577	福	東峰村	230	29	201	2,296
	水巻市	5,548	343	5,205	2,572	岡	葛麻布	4,849	389	4,460	2,292
石川県	中能登町	254	123	132	2,469		赤村	21	18	3	2,285
	輪島市	33,936	123	33,812	2,381	佐	太良町	22,393	74	22,319	2,383
	珠洲市	612	47	565	2,369	賀	多久市	9,496	280	9,216	2,360
福井県	勝山市	1,373	188	1,185	2,534		有田町	32,889	213	32,676	2,298
	大野市	1,241	37	1,204	2,534	長	東彼杵町	4,240	138	4,102	2,293
	池田町	963	6	957	2,465	崎	南島原市	19,516	435	19,081	2,269
山梨県	南都町	102	38	64	2,528		波佐見町	1,368	99	1,269	2,170
	身延町	459	156	303	2,510	熊	津奈木町	133	11	122	2,090
	南川町	234	0	234	2,466	本	山北村	87	2	85	2,043
長野県	山内町	15,195	50	15,145	2,309	県	球磨村	215	4	211	1,984
	野次温泉村	2,788	50	2,738	2,286	大	竹田市	2,471	100	2,370	2,347
	平谷市	76	0	76	2,249	分	九里町	161	14	147	2,319
岐阜県	白川町	1,770	779	991	2,521	県	坂井市	102	70	32	2,193
	白川町	1,112	26	1,086	2,463	高	美濃町	102	30	147	2,220
	高田川村	2,315	20	2,295	2,451	崎	神町	178	39	137,985	2,219
静岡県	高伊豆町	100,948	166	100,782	2,278	県	木更町	138,034	20	36,380	2,140
	南伊豆町	37,062	81	36,881	2,273		東牟婁町	36,399	55	4,053	2,223
	東伊豆町	2,348	148	2,200	2,261	島	曾根市	4,108	260	58,747	2,211
愛知県	陸奥町	308	58	250	2,777		清水園町	59,007	16	284	2,133
	豊根村	104	5	99	2,653	沖	大宮味村	6,941	12	6,829	2,066
	東条町	45	21	24	2,522	分	今福仁村	17,725	16	17,710	2,014
三重県	大加賀町	20,712	238	20,474	2,520	県	本郡町	964	63	801	1,993
	志摩市	67,394	825	66,569	2,454		全体平均	9,018	109	8,809	2,089

出典：総務省「平成27年度 市町村課税対象所得の調査」の「第1表 課税義務者1人当たりの原課税額下位3自治体のふるさと納税収支(2018年)」の課税対象所得の「一年生納税義務者数」で割って2018年の各自自治体の納税者一人当たりの課税対象所得を算出。1、平成20年度ふるさと納税に関する調査結果より算出。

3-5 小括

財政力指数、人口量、納税義務者一人あたりの課税対象所得を基準にふるさと納税収支をみてきたが、大きく見れば、ふるさと納税は税の地域間格差是正の機能を有しており、首都圏から地方に税金は移動している。但し、ふるさと納税は税控除による再分配の仕組みなので、全ての自治体が黒字になることはなく、どこかのふるさと納税の黒字が出れば、どこかが赤字になる仕組みである。そのため、昨今、都市部の特定の自治体での大幅な赤字が問題視されているが、「赤字」が生まれること自体は、ふるさと納税の税格差の仕組みが機能している証拠と言える。但し、地方都市においても、人口が多い、財政力指数が高い、納税義務者一人あたりの課税対象所得が高いといった、都市経営の観点からは「成功」した人口構成になると、ふるさと納税受入額より流出額が上回り、ふるさと納税収支が赤字になる可能性が高まる。特に、県庁所在都市は、流出額（ふるさと納税制度への参加者数と控除額）が多いので、ふるさと納税担当者が相当の努力をしないと、ふるさと納税収支が赤字になる可能性が高いといえる。つまり、ふるさと納税とは、人口量が少なく、課税対象所得の低い、潜在的なふるさと納税流出額（ふるさと納税制度への参加者数と控除額）が少ない自治体に有利な制度であると言える。このような自治体においては、ふるさと納税担当者の努力により寄付額を増やせば、流出額よりも流入額が上回り、ふるさと納税収支が黒字になりやすい制度といえる。

一方、県内全ての自治体でふるさと納税収支黒字の秋田県、山形県、鳥取県、島根県、高知県は、上記の様な法則が当てはまらないので、何らかの対策をしていると思われるが、未調査なため、今後の課題である。本章でデータ分析は終わりにし、次章では、ふるさと納税をはじめとした財政均衡化政策によって地方都市は救われるのかを考えてゆく。

4. 財政均衡化によって、地方は救われるのか

これまで、全国のふるさと納税収支をもとに議論してきたが、最後に徳島県下の市町村のふるさと納税収支状況と鳴門市のふるさと納税の事例の検討を通じて、本稿を締めくくりたい。

表 8 徳島県内の自治体の人口とふるさと納税収支（2015 年度）

		ふるさと納税 受入額(万円)	ふるさと納税 流出額(万円)	ふるさと納税 収支(万円)	人口 (人)
徳島県	徳島市	1493	10799	-9307	257104
徳島県	阿南市	167	1293	-1126	76219
徳島県	鳴門市	5041	1276	3765	60784
徳島県	吉野川市	6843	798	6045	43504
徳島県	小松島市	741	734	7	40104
徳島県	阿波市	297	315	-18	39777
徳島県	藍住町	92	857	-765	34633
徳島県	美馬市	843	227	616	31321
徳島県	三好市	1154	175	979	28975
徳島県	石井町	604	555	49	26449
徳島県	北島町	32	698	-666	22828
徳島県	松茂町	151	327	-177	15510
徳島県	東みよし町	217	34	183	15141
徳島県	板野町	307	137	169	13829
徳島県	上板町	112	188	-77	12597
徳島県	海陽町	163	37	125	10259
徳島県	つるぎ町	949	47	903	10126
徳島県	那賀町	165	48	117	9388
徳島県	美波町	284	20	265	7487
徳島県	神山町	199	16	183	5990
徳島県	勝浦町	155	36	119	5651
徳島県	牟岐町	149	41	109	4582
徳島県	佐那河内村	248	1	246	2566
徳島県	上勝町	272	18	254	1743

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成 27 年 1 月 1 日現在)」、「平成 28 年度ふるさと納税に関する現況調査」、内閣府「課税対象所得(納税義務者一人当たり)(2014 年版)」より筆者。筆者作成

表 9 徳島県内の自治体の納税義務者一人当たりの課税対象所得とふるさと納税収支 (2015 年度)

		ふるさと納 税受入額 (万円)	ふるさと納 税収支 (万円)	ふるさと納 税収支 (万円)	納税義務者一人当たり 課税対象所得(千円/人)
徳島県	徳島市	1493	10799	-9307	3161
徳島県	北島町	32	698	-666	3090
徳島県	松茂町	151	327	-177	3031
徳島県	鳴門市	5041	1276	3765	2904
徳島県	藍住町	92	857	-765	2847
徳島県	阿南市	167	1293	-1126	2821
徳島県	板野町	307	137	169	2681
徳島県	石井町	604	555	49	2676
徳島県	小松島市	741	734	7	2674
徳島県	上板町	112	188	-77	2583
徳島県	阿波市	297	315	-18	2544
徳島県	吉野川市	6843	798	6045	2525
徳島県	美馬市	843	227	616	2499
徳島県	東みよし町	217	34	183	2480
徳島県	三好市	1154	175	979	2473
徳島県	那賀町	165	48	117	2461
徳島県	つるぎ町	949	47	903	2433
徳島県	勝浦町	155	36	119	2422
徳島県	美波町	284	20	265	2391
徳島県	牟岐町	149	41	109	2346
徳島県	佐那河内村	248	1	246	2315
徳島県	海陽町	163	37	125	2272
徳島県	神山町	199	16	183	2249
徳島県	上勝町	272	18	254	2244

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成 27 年 1 月 1 日現在)」、「平成 28 年度ふるさと納税に関する現況調査」、内閣府「課税対象所得(納税義務者一人当たり)(2014 年版)」より筆者。筆者作成

4-1 徳島県の場合

徳島県は「vs 東京」という政策を掲げている。鳴門が日本での第九の初の演奏地ということで、EU さながら、ベートーベンの第九の音楽が流れる中、阿波踊りをはじめとした、様々な徳島のよさが自然に伝わってくる動画を製作しキャンペーンを行っている。現在、第3弾まで製作されおり、第3弾は「あなたの暮らし、都会じゃなかダメですか？」とまさに、ふるさと納税の精神にあった、「東京」の「よさ」を再考する内容となっている¹⁴。このように東京の一極集中に戦いを挑んでいる徳島県にとってふるさと納税は好機であり、どの程度「vs 東京」できているのかみてゆく。

表1で示したように、徳島県全体（徳島県と県下24市町村の合計）としては約6千万円の赤字となっている。表8、表9は徳島県以外の24市町村のふるさと納税収支を示している。人口が最も多い県庁所在地である徳島市（25.6万人）のふるさとの税収支が約9千万円の赤字であることは何度も繰り返したところであるが、ここで注目したいのは、1人当たりの課税対象所得との関連である。表9の上位6市町村と下位3市町村を抜き出してみると（（ ）内は納税義務者一人当たり課税対象所得）以下のようなになる。1位の徳島市は9,307万円赤字（316.1万円）、2位の北島町は660万円赤字（309.9万円）、3位の松茂町は177万円赤字（303.1万円）、4位の鳴門市は1,276万円黒字（290.4万円）、5位の藍住町は765万円赤字（284.7万円）、6位の阿南市は1,126万円赤字（282.1万円）、・・・、22位の海陽町は125万円黒字（227.2万円）、23位の神山町は

¹⁴徳島は宣言する vs 東京(第1弾、第2弾) <http://www.vs-tokyo.jp/>

徳島は宣言する vs 東京(第3弾) あなたの暮らし、都会じゃなかダメですか? <http://vs-tokyo.strikingly.com/>

183 万円黒字（224.9 万円）、24 位の上勝町は 254 万円黒字（224.4 万円）となっている。

上位のなかで 4 位の鳴門市をのぞいた全ての市町村は赤字であった。北島町、藍住町、松茂町は徳島市周辺で近年宅地開発が進んだり、空港があったり、大型商業施設があったりする地域である。また、阿南市は、高輝度青色発光ダイオードを発明・開発し、ノーベル物理学賞を受賞した中村修二氏が以前所属していた日亜化学工業があるまちである。徳島県において所謂「勝ち組」と言われている自治体が赤字というのは皮肉な結果と言えよう。

また、地方創生で注目されている、葉っぱビジネスの上勝町は課税対象所得額では最下位の 24 位でふるさと納税収支は 254 万円の黒字、サテライトオフィスの神山町は 23 位で 183 万円の黒字となっていた。ふるさと納税が地方創生の起爆剤といわれているので、これら地方創生で全国的に有名な 2 町が莫大な金額を得ているのかと思いきや、そういったことはなかった。但し、人口 1 人当たりのふるさと納税収支を計算すると、実は上勝町の 1,458 円が徳島県下では最も高い金額となっている。ちなみに、徳島県でふるさと納税収支 1 位の吉野川市の人口一人あたりのふるさと納税収支は 1,390 円、2 位の鳴門市が 619 円である¹⁵。

全体的に見ると、やはり、徳島県下でも都市化して高額納税者が増加する自治体が不利になりやすいふるさと納税の傾向であった。その中でも、鳴門市は、課税対象所得が 4 位と高いにも関わらず、黒字になっていた。次節では、この鳴門市の取組を紹介してゆく。

¹⁵ ふるさと納税の議論は、最終的には集めた寄付で何をするかであるが、本稿ではまだそこまで調査出来ていないので、今後の課題としたい。

4-2 徳島県鳴門市の場合

4-2-1 鳴門市のふるさと納税の経緯

図2は、鳴門市のふるさと納税の寄附受入額（以下寄附額）と寄附受入件数（以下寄附件数）推移をまとめたものである。ふるさと納税が始まった当初の2008年度は、鳴門市の寄附件数は12件、寄附額は約50万円であり、2010年度は寄附額が1,298万7,000円と微増するも、2013年度までは寄附額はそれほど多くなかった。また、担当職員もふるさと納税制度に対して特に力を入れて取り組んでいるわけではなかったようである。ふるさと納税政策に力を入れ始めたのは、2014年からであり、この頃からふるさと納税ブームが始まる。返礼品を充実させている自治体に寄附が集中し、記念品の充実に手を付けてない自治体との差が大きくなってきたことから、鳴門市でもふるさと納税を歳入確保策として位置づけ、さらに特産品のPRツールとして積極的に活用していこうと考え始めた。そして、同年に、筆者ら（矢部研究室実習生）と共同で、寄附を集めるためのプロジェクトを開始。我々は、主に寄附者が欲しいと思うような商品を探しに鳴門の店舗をいくつか回り、新たな返礼品の提案や、鳴門市のパンフレットの作成などを行った。そして、返礼品の数を増やすとともに、全国の自治体のふるさと納税情報について掲載しているインターネットサイト「ふるさとチョイス」と提携、鳴門市のホームページ以外でも鳴門市にふるさと納税ができるようにし、インターネット決済も開始した。こうした工夫を図ったことで、2014年度は寄附件数89件、寄附額は380万8,000円だったが、2015年度には寄附件数3,330件、寄附額5,065万9,000円と大幅増加。2015年度の寄附額は2014年度と比較すると約13.3倍の増加となった。これは、全自治体の2015年度寄附額対前年比の約4.3倍（総務省ふるさと納税HP）を

大きく上回る結果である。

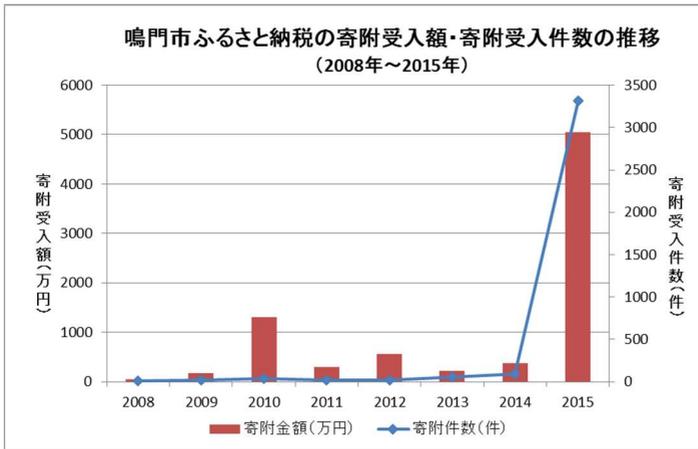


図2 鳴門市ふるさと納税の受入寄附額・寄附件数の推移

出典)総務省「平成28年度ふるさと納税に関する現況調査」より筆者作成。

また、2008年からの鳴門市のふるさと納税の主な取組は以下のようになっている。

2008年 ふるさと納税制度開始 返礼品無し

2010年 返礼品の送付開始(鳴門金時芋など数種類)

2014年 返礼品を7種類から37種類へ。新たなパンフレット作成。
ふるさとチョイスと提携し、ネット決済を開始

2015年 寄付金額が大幅に増加。さらなる返礼品の充実を図る

2016年 返礼品の数が115種類まで増加

4月から地震で被災した熊本のふるさと納税代理受付を開始
返礼品だけでなくガバメントクラウドファンディングの取組開始

4-2-2 鳴門市のふるさと納税寄附が大幅に増えた要因

鳴門市のふるさと納税寄付金額が大幅に増えた理由を、大学とのコラボレーションの結果と言いたいところだが、残念ながらそうではなかった。基本はインターネット決済の導入にある。加えて、返礼品の数を33から150へと増やした点にある。大学との協働の成果は、これまで動いていなかったふるさと納税事業を、協働事業により動き出させ、「ふるさと納税返礼品」の品数を増やす流れを作ったことにある。そして、事業終了後も、職員が自由に可能性のありそうな商品をどんどん加えている。そういう意味では、ふるさと納税の「成功」は、自治体職員の頑張り依存しているとも言える。ちなみに、2015年度の鳴門市のふるさと納税の返礼品の中で、最も人気があった商品の「うずしおベリー」は、筆者ら学生が選んだのではなく、担当職員がプロジェクト後に加えた商品であった¹⁶。

ふるさと納税の返礼品の注文数4,013件のうち、「うずしおベリー」の注文数は1,547件と、約38.5%を占めている。ただ単に返礼品を増やすのではなく、返礼品の商品自体も重要である。肉や米など、返礼品の中でも特に人気の商品は、全国のあらゆる自治体が返礼品として扱っている。ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」で肉の返礼品を検索すると、1万2,561品（2017年1月18日現在）の商品が載っている。

一方、苺の返礼品は328品（2017年1月18日現在）である。競合する商品が少なく、また、「うずしおベリー」自体も、一般的な苺と比較すると粒が大きく、特徴のある苺であったため、鳴門市に寄附が集まったと考えられる。徳島市のヒヤリングによると、返礼品の全注文数は3,065件（2016年4月～12月）であり、分野

¹⁶ https://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/item_detail/36202/94000

別に見ると、海産類の商品の注文が1,049件で最も多く（特に大野海苔の味付けの多い）、その次に多いのは一般的に人気が高い肉類や米類ではなく、藍染め商品406件となっていた。

以上のことから、鳴門市が大幅に寄附額を増やすことができたのは、①全国のふるさと納税の情報を掲載しているインターネットサイトに鳴門市の情報を掲載したことで、寄附者が鳴門市のふるさと納税について目にする可能性が増えたこと、②インターネット決済を導入したことで手軽に寄附ができるようになったこと、③他の自治体と競合しにくく、差異化が図られているような商品を返礼品に選択していること、の3つの要因が挙げられる。

4-2-3 ふるさと納税制度の意図せざる帰結と自治体の発展

ふるさと納税は、どこかの自治体が黒字になれば、どこかが赤字になるというゼロサムゲームであるので、好むと好まざるとに関わらず、今日のようなふるさと納税ブーム時代には参戦するしか道がない。徳島市のような県庁所在地ではふるさと納税収支黒字は難しいが、鳴門市のように、比較的大きい自治体であっても、工夫の仕方でするさと納税収支を黒字にすることは可能なようである。それでは、鳴門市のふるさと納税制度に対する取り組み方から、自治体がどのように取り組めば、自治体・地方の発展になるのかを考察してゆきたい。

ふるさと納税制度では、自治体が返礼品を買い取ることによって、経済効果を創出するという意図しない効果が生まれている。鳴門市の場合、返礼品の商品となっている事業者からすると、その経済効果は一律ではなかった。「すだち牛」を販売する「鳴美屋」では、返礼品の買い取り額だけ売上げは増加しているものの、ふるさと納税制度から得られる特別な効果はなかった。しかし、苺を販売する「フルーツガーデン山形」では、農協で取り扱ってもらえなかった苺を、ふるさと納税制度

を通して全国へと出荷できる新しい販路を獲得していた。また、プリザーブドフラワーを販売する「FiNE」は、通信販売を行っているため、ふるさと納税では手数料をとられないため、同じ作業でも高い利益率が得られるという効果があった。「フルーツガーデン山形」と「FiNE」は、それぞれ鳴門で積極的に事業を展開している中小企業であり、鳴門市はこうした鳴門で頑張る企業をふるさと納税制度で後押ししていた。両者の商品は返礼品の中でも人気があり、鳴門市自身も寄附を増やすことができている。鳴門市と返礼品の事業者が相互にふるさと納税制度で価値を見出していた。

ふるさと納税制度によって、返礼品の事業者が自治体依存につながる可能性があるとして木下（2016）は指摘している。鳴門市では、寄附金額が5,000万円程度であったため、返礼品の事業者に対して与える影響がそれほど大きくはなく、自治体依存の兆候は、まだ見られていない。但し、今後のふるさと納税ブームの加熱によって総額がどんどん大きくなる可能性があり、どうなるかは予断を許さない。

2014年に筆者らと共同で、ふるさと納税の寄附額を増やすためのプロジェクトを開始した際には、鳴門市の担当職員は、寄附を集めることしか考えていなかったように見えた。しかし、現在では、地域資源を活用した新たな商品を積極的に返礼品に加え、川崎（2016）が指摘するような、地域経済の活性化につながる返礼品の選択を行っている。また、ふるさと納税制度では、市が自由に使うことができる自己財源を獲得できるという、自主性を高めることを最も重視している。

ふるさと納税制度を活用した自治体の活性化と発展のために重要なことは、返礼品の選択方法と、ふるさと納税制度に自治体が依存しないことだと思われる。返礼品に関しては、地場で作られる商品という以外にも、寄附を増やすことにつながる商品を選択する必要がある。例えば、肉や米は特に人気であるが、それゆえ商品数も多く競合するため、知名度の高いブランド商品ではない限り、必ずしも売れるわ

けではないようである。そのため、同じような商品と差異化を図り、希少価値の高い商品を返礼品にすることが重要である。そして、注文数の変動に対応できるように、販売する商品数の規模が大きい事業者が望ましいが、そうすると、ふるさと納税経済に依存する事業者をうむことになり、本当の意味での地域経済を強くしないというジレンマが生まれる。そのため返礼品の事業者と自治体自身がふるさと納税制度に依存しないよう、一定の距離を保って取り組むことが重要となる。ふるさと納税制度を推進する長崎県平戸市長の黒田氏は、平戸市の2014年度ふるさと納税寄附額が全国1位になり、返礼品の商品となっている事業者に大きな経済効果をもたらしたことから、ふるさと納税制度は地域間格差競争に挑んでいくチャンスであり、産業振興と地域活性化につながるとしていると述べている（黒田2015）。保田（2016）も、同制度によって地域で新規投資や雇用が生まれることから、黒田氏と同様に地方経済活性化策として期待できると評価している。

しかし、寄附額は5000万円程度の鳴門市においてすら、れんこん農家では、返礼品の販売が増えすぎて既存の販売先に出荷する用の商品が減ってしまうなどの負担が生じている。平戸市をはじめ寄附額が高額な自治体では、その分、返礼品の事業者に与えている影響が大きく、既存の販路には出荷せずに返礼品の商品のみに出荷するようになった事業者も存在する可能性があると思われる。それは、返礼品の事業者の自治体依存の高め、自治体自身もふるさと納税制度に頼らざるを得ない状況を招く危険性がある。返礼品を活用して地域経済の発展を図ることは筆者も賛成であるが、持続的な自治体の自立と発展を目指すのであれば、高額な寄附による経済効果に期待するのではなく、自治体の身の丈にあった寄附額を目標にしてふるさと納税制度に取り組むべきではないだろうか。

4-3 財政均衡によって地方は救われるのか

ニッセイ基礎研究所のふるさと納税制度の研究レポートで、高岡（2016a）は、各都道府県のふるさと納税の「寄附受入額」と1人あたりの地方税との相関を調べた結果、ふるさと納税制度の格差是正の効果はないが、ふるさと納税制度の寄附は自治体のアピールに大きく依存するため、今後のアピール次第では、地方税が低い（財政力が低い）自治体でも巻き返しが可能だと述べている。しかし、ふるさと納税制度の格差是正効果を検証するには、「寄附受入額」だけではなく、「寄附流出額」も考慮して、同制度によって移動する税収をすべて合わせて考える必要がある。本稿では、自治体が頑張っても寄附を集めたとしても、「寄附受入額」よりも「寄附流出額」の規模が大きい自治体の場合は自主財源が減少してしまうため、ふるさと納税制度は自治体の努力次第で税収格差是正が可能になる制度ではないことを明らかにしてきた。

また、高岡（2016b）は、返礼品目当ての寄附が多いことから、ふるさと納税制度に対する人々の行動はかなり合理的であり、ふるさと納税制度はこうした人々の合理的行動を踏まえた設計をしなければ、寄附者が居住する自治体の負荷（税収減）が大きくなるとしている。たしかに、寄附者はふるさと納税をすれば、実質2,000円でそれ以上の価値の商品が手に入るため、ふるさと納税をする人が増え続けており、都市部だけではなく全自治体の98.6%の自治体で、ふるさと納税をする住民が存在している。そして、住民が利益を得ようとふるさと納税の寄附をすればするほど、その分居住地の自治体から税収が流失し、行政サービスは減少し、結果的に自治体の住民全体の負荷が大きくなる。

それでは、地域を愛する我々がすべきふるさと納税の仕方はどういったものなのだろうか。実際に可能かどうかは不明であるが、鳴門市のふるさと納税担当職員は、「自治体がふるさと納税制度で確実に得する方法は、各自治体の住民が居住地

の自治体にふるさと納税をすることだ」と話していた。ふるさと納税制度は、住民がふるさと納税をしたことで各自治体から流出した税収額の75%が補填される。そのため、全住民が居住地の自治体に寄附をした場合、その多額な寄附額をすべて新たな自主財源として増やすことができる上、税収流出額の75%は補填されるため、自治体の自主財源を確実に増やすことができる。鳴門市はこの方法は使わないと話していたが、もし地方自治体が合理的な行動を（この方法を利用）した場合、同制度が意図するように地方自治体の自主財源を増やすことができるが、国が流出額を補填するために払う税収額が莫大になり、その結果、社会全体の負荷が大きくなる、という矛盾が生じる。

4-4 制度欠陥かモラルか

ふるさと納税制度に限らず、様々な制度には何かしらの欠陥は存在する。ふるさと納税制度は、納税者が納税先・税金の用途を選べるという、これまでにない画期的な制度であり、自治体にとっても、ふるさと納税の寄附は、地方交付税や補助金とは異なる意味を有している。石原・西村（2010）は、「地方交付税は、最低限の行政サービスの内容や交付税の交付対象となる経費は国が定め、地方自治体の自主性を損なうものであった」と述べている。「ふるさと納税制度」は、地方創生の切り札的位置づけをされているので、この数年で廃案にすることは不可能生あると思われるので、本来自治体・国民の双方にとって大きな意味を持つこの制度を生かし、社会全体を豊かにしてゆくためには、どうすればよいのかを最後に考えたいと思う。

Sandel（2010）は、個人は独立して完結できるものではないため、自己を抽象的ないし形式的に見るのではなく、具体的な状況の中にある自己として見る必要があると述べている。そして、各個人は利己的に行動するべきではなく、共同体（コミ

コミュニティ)、そして特定のコミュニティを超えた社会全体の「善」を探求し、実現させてゆくことが望ましいとしている。ふるさと納税制度において、社会全体を豊かにしてゆくためには、住民や自治体が利己的に行動するのではなく、Sandelが指摘するように、共同体・社会全体の豊かさ(善)を考えてふるさと納税制度に関わる必要があると考える。そして、地方の住民は他の自治体にふるさと納税をしないことが、社会全体の「善」であると筆者達は考える。居住地の自治体から税収が流出しないよう、地方都市に住む筆者は今のところ、他の自治体に寄附するつもりは一切ない。また、豊かな都市住民は、自分達のサービス低下する分を、他地域の幸福のために使うという意識をもって、ふるさと納税に参加する必要があると思う。

4-5 おわりに：ふるさと納税指南

1. 住民票のある現住地を愛しているならふるさと納税はしない
2. 今は住んでいない故郷に対して感謝の気持ちがあふれ、現在の地元愛を越えるのであれば、故郷に対してのふるさと納税にとどめる(ライフサイクル・バランス税制/納税者主権)。
3. 現在の居住地の住民サービスに何も期待しないのであれば、積極的にふるさと納税を行って、個人的な利得を得る。
4. 本来は返礼品ではなく、ふるさと納税で得られた寄付金の使い道に関心を持つべき。単に、地元産品の販売に使われるのではなく、地域の何に投資されているのか? 稼ぐまちづくりに使われているのか? (納税者主権)
5. 今後はネット通販型の返礼品合戦ではなく、クラウドファンディング型の地域の個別事業に全国から資金を集める政策競争型のふるさと納税への制度変更が望まれるが、それには、我々の共通善の醸成にかかっている。

6. ふるさと納税制度を通じて、ネット決済などを含むインフラや自治体間の事務プロセスは確立しているの、地方交付税での調整ではなく、地方に競わせて財政的にも経営意識を持たせることによる地方自立の道への第一弾へと考えるべきでは。

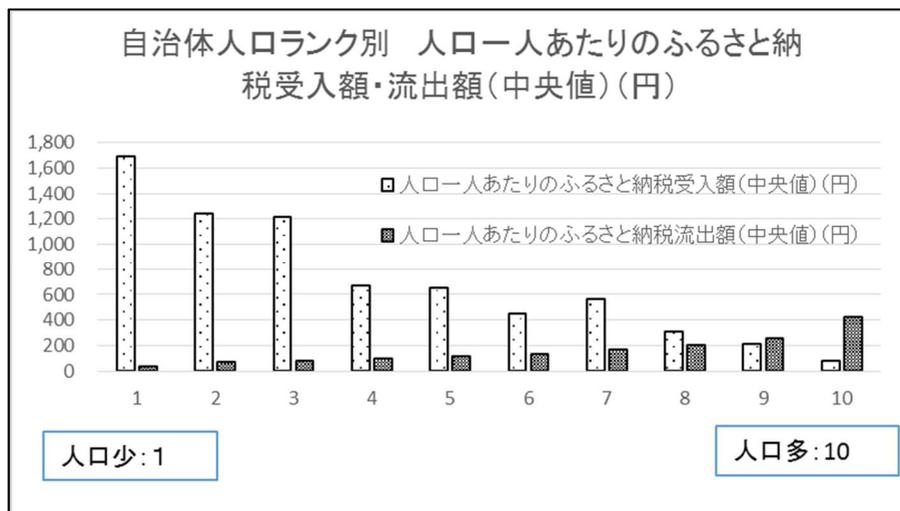
参考文献

- 石原武政・西村幸夫、2010、『まちづくりを学ぶ 地域再生の見取り図』有斐閣。
石原俊之、2015、『プレミアム商品券事業について——経済効果を中心に』日本産業経済学会産業経済研究 (15):41-53。
笠井明日香、2017、『ふるさと納税制度の意図せざる帰結と今後の可能性 一鳴門市ふるさと納税の事例から一』徳島大学総合科学部 社会創生学科 卒業論文
川崎一泰、2016「第2章 官民連携の新しい戦略」飯田泰之・木下斉・川崎一泰・入山章栄・林直樹・熊谷俊人『地域再生の失敗学』光文社。
木下 斉、2016、『地方創生大全』東洋経済新報社。
黒田成彦、2015、『平戸市はなぜ、ふるさと納税で日本一になれたのか?』KADOKAWA
中澤秀雄、2006、「第4章 地域社会の自治と創造」町村敬志・小内透・中筋直哉・西山八重子・藤田弘夫『地域社会学講座1 地域社会学の視座と方法』似田貝香門監修、東信堂
——、2014、「地方と中央——『均衡ある発展という建前の崩壊』」小熊英二編『平成史【増補新版】』河出書房新社、217-266
西川一誠、2009、『「ふるさと」の発想——地方の力を活かす』岩波新書
Sandel, Michael、2010、『ハーバード白熱教室講義録+東大特別授業(上)(下)』NHK「ハーバード白熱教室」制作チーム小林正弥・杉田晶子訳
小野善康、2013、「第3章 お金への欲望に金融緩和は勝てない」藻谷浩介・河野龍太郎・小野善康・萱野稔人『金融緩和の罟』集英社
高岡和佳子、2016a、『選択の結果、集中——ふるさと納税シリーズ(2)ジニ係数が0.5を超える世界』ニッセイ基礎研究所基礎研レター
——、2016b、『人は時に合理的であるーふるさと納税シリーズ(3)ふるさと納税の変遷が教えてくれる』ニッセイ基礎研究所基礎研レター
保田隆明、2014、『地方自治体のふるさと納税を通じたクラウドファンディングの成功要因——北海道東川町のケース分析』商学討究第64(4):257-272

本稿は、木下斉氏が編集長を務めるメールマガジン「まちを本気で変える人の専門誌 エリア・イノベーション・レビュー」vol. 243(2017年2月21日)から vol. 248(2017年3月28日)に連載した同名の記事を元に大幅に加筆修正したものです。

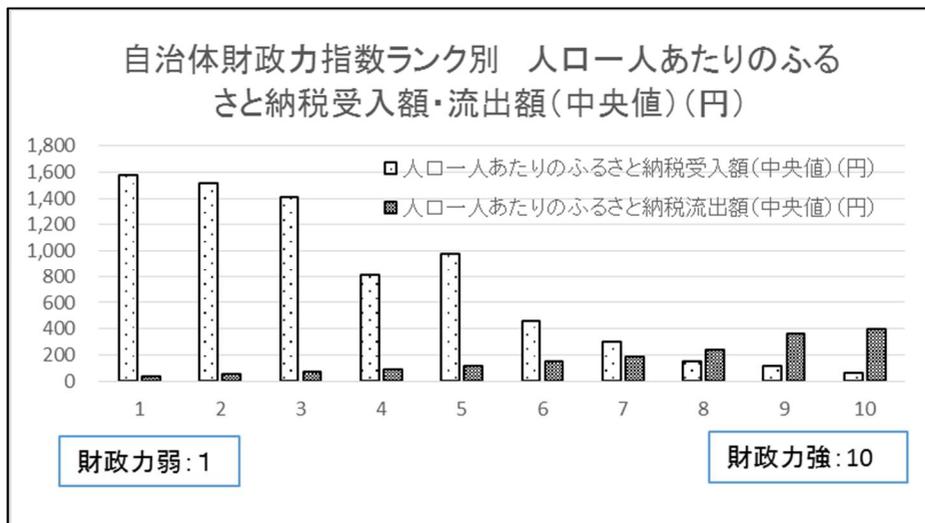
【補遺】

全 1741 市区町村の人口、財政力指数の大小によって 10 のグループに分け、各グループに属する市区町村の一人あたりふるさと納税の受入額、流出額の中央値を示した。



自治体人口 ランク	人口		人口一人あたりのふるさと納税	
	最小	最大	受入額 (中央値)(円)	流出額 (中央値)(円)
1	167	3597	1686.7	40.2
2	3598	6936	1241.4	67.0
3	6951	10923	1218.3	83.6
4	10959	16666	672.7	93.6
5	16727	25234	648.7	115.4
6	25262	36710	449.4	136.9
7	36717	53677	566.4	164.6
8	53795	81961	311.9	199.2
9	82248	160267	213.9	259.7
10	160676	3722250	79.6	420.0

全 1741 市町村の「人口」と「人口 1 人当たりのふるさと納税受入額」の相関は、 -0.077 ($p < .01$)、
「人口」と「人口 1 人当たりのふるさと納税受入額」の相関は、 0.302 ($p < .01$)、「人口」と「人口 1
人当たりのふるさと納税収支」の相関は -0.081 ($p < .01$)であった。



財政力 ランク	財政力指数		人口一人あたりのふるさと納税	
	最小	最大	受入額 (中央値)(円)	流出額 (中央値)(円)
1	0.05	0.16	1574.4	36.4
2	0.17	0.23	1519.3	52.7
3	0.24	0.29	1406.6	74.0
4	0.30	0.36	812.0	85.7
5	0.37	0.44	975.5	112.2
6	0.45	0.53	456.8	154.5
7	0.54	0.64	303.5	183.5
8	0.65	0.76	151.0	242.8
9	0.77	0.90	111.7	364.9
10	0.91	2.07	58.4	400.6

全 1741 市町村の「財政力指数」と「人口 1 人当たりのふるさと納税受入額」の相関は、
-. 138 ($p < .01$)、「財政力指数」と「人口 1 人当たりのふるさと納税受入額」の相関
は. 433 ($p < .01$)、「財政力指数」と「人口 1 人当たりのふるさと納税収支」の相関は-. 145 ($p < .01$)
であった。

納税義務者ひとりあたり課税対象所得の図表は省略。財政力と似た傾向

全 1741 市町村の「納税義務者ひとりあたり課税対象所得」と「人口 1 人当たりのふるさと納税受
入額」の相関は、-. 108 ($p < .01$)、「納税義務者ひとりあたり課税対象所得」と「人口 1 人当たりの
ふるさと納税受入額」の相関は. 850 ($p < .01$)、「納税義務者ひとりあたり課税対象所得」と「人口
1 人当たりのふるさと納税収支」の相関は-. 122 ($p < .01$)であった。